令和3年度市民参画実施状況報告書

# 目次

1 市	民参画について	1
(1)	市民参画とは	1
(2)	周南市市民参画条例	1
(3)	市民参画の基本原則	1
(4)	市民と市の機関の責務	1
(5)	市民参画の対象施策	2
(6)	市民参画の対象施策以外の施策	2
(7)	市民参画の方法	3
(8)	市民参画の実施状況の評価と公表	4
2 市	民参画の実施状況	5
(1)	施策の区分別の推移	5
(2)	市民参画の方法別の推移	6
(3)	令和3年度の実施状況	7
3 市	民参画の推進	96
(1)	推進体制	96
(2)	人材の養成	96
4 意	見等把握の取組	96
5 終	わりに	97
参考資	料	98

#### 1 市民参画について

### (1) 市民参画とは

市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため、企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。市民参画により協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築くことを目指しています。

#### ※ 本報告書における用語の定義

用語	定義		
	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員		
市の機関	会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競		
	走事業管理者、消防長		
市民	市内に住む人、働く人、学ぶ人、市内に事務所や事業所を有するもの		

### (2) 周南市市民参画条例

周南市市民参画条例は、平成17年に設置した周南市市民参画検討委員会により検討を 重ねるとともに、パブリック・コメントやフォーラムなどの方法により多くの人々の意 見等を伺い、平成19年4月1日に施行されたものです。

基本原則、市民と市の機関の責務、市民参画の対象となる施策、市民参画の方法など、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項が定められています。

条例の運用により、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を 築いていくことを目指しています。

#### (3) 市民参画の基本原則

- ・ 市民が自らの意思と責任の下に行う。
- 市民が平等に参画することができる。
- 市民と市の機関が対等な立場で相互の役割を理解し尊重しながら行う。
- 市民と市の機関が市政に関する情報を共有することにより行う。

#### (4) 市民と市の機関の責務

#### ア 市民が努めること

- ・ 進んで市政に参画し自らの知識や経験を市政に生かす。
- 自らの発言と行動に責任を持って市政に参画する。
- ・ 公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあいながら市政に参 画する。

#### イ 市の機関が努めること

- ・ 市政に関する情報を積極的に市民に提供する。
- 市民参画の機会を積極的に設ける。
- ・ 市民の意向を的確に把握し施策に反映させる。

#### (5) 市民参画の対象施策

次に該当するものは市民参画の対象施策であり、周南市市民参画条例第6条第1項に 規定されています。緊急を要する場合や軽易な場合などを除き、原則として市民参画を 実施することになっています。

### 市民参画の対象施策①

市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項を定める計画の策定や変更

(例)「周南市まちづくり総合計画」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

#### 市民参画の対象施策②

市政の基本的な方針を定める条例の制定や改廃

(例)「周南市市民参画条例」「周南市情報公開条例」の制定

### 市民参画の対象施策③

市民に義務を課す条例、市民の権利を制限する条例の制定や改廃

(例) 周南市徳山駅前広場等条例の制定



#### 市民参画の対象施策④

広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入や 改廃 (例) ごみの分別方法の検討

#### 市民参画の対象施策⑤

広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定や変更 (例) 周南市役所庁舎、学び・交流プラザの建設に関する計画の策定



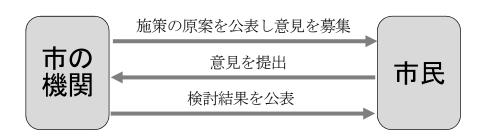
#### (6) 市民参画の対象施策以外の施策

市民参画の対象施策以外の施策であっても、市民参画を実施することができることが 周南市市民参画条例第6条第3項に規定されています。

#### (7) 市民参画の方法

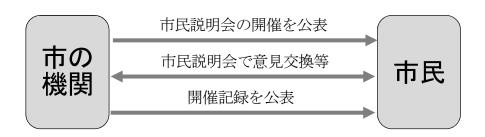
#### ア パブリック・コメント

市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法です。市民から多様な意見を集めることができ、また、施策の意思決定過程における公平性の確保や透明性の向上を図ることができます。



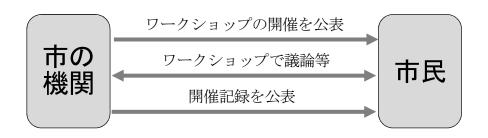
#### イ 市民説明会

市の機関が施策を定めるとき、市民に事前に考えを説明し、市民の意見等を聴取したり計議したりする方法です。比較的参画しやすく、市民が生の声を直接市の機関に伝えることができます。



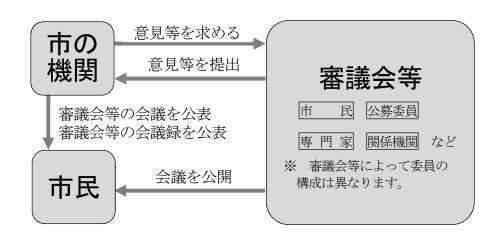
#### ウ ワークショップ

市の機関が施策を定めるとき、市民と市または市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して案を作り上げていく方法です。参加者が現場を見ながらの議論や模型を組み立てる中から課題や解決案を見出す参加体験等を通して合意形成を図るため、参画意識を高めることができます。



#### 工 審議会等

市が一定の委員を選任し、委員の合議による答申、提言等を受ける方法です。会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整などを図ることができます。

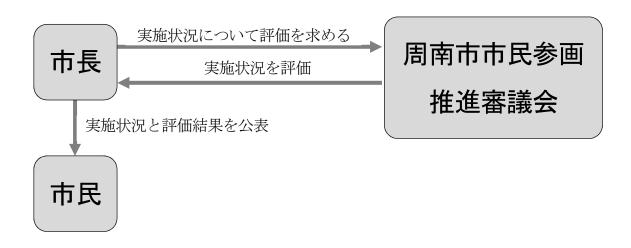


### オ その他の方法

ア〜エの方法のほか、アンケート、ヒアリング、公聴会、モニター、フォーラム、シンポジウム、意見・作文・アイデア等の募集等の方法があります。

### (8) 市民参画の実施状況の評価と公表

毎年度、周南市市民参画推進審議会から市民参画の実施状況についての評価を受け、 実施状況と評価結果を公表することで、市民参画のさらなる推進につなげています。



#### ※ 周南市市民参画推進審議会

学識経験者や公募により選ばれた市民等で組織されており、市民参画の適正な運用や市民参画を推進するうえで必要なことを審議する目的で設置されています。

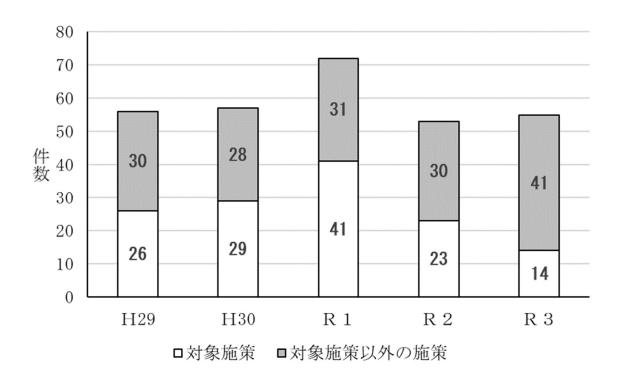
### 2 市民参画の実施状況

周南市市民参画条例第16条の規定に基づき、本市における市民参画の実施状況を報告します。

### (1) 施策の区分別の推移

市民参画の対象施策は、市の基本計画等を定める時期には増加するなど、年度により件数の増減があります。市民参画の対象施策以外の施策の件数はおおむね増加傾向にあります。必ずしも市民参画の実施を要しない施策についても積極的に市民参画の機会を設け、市民参画の普及に努めています。

施策の区分	H29	H30	R 1	R 2	R 3
市民参画の対象施策	26件	29件	41件	23件	14件
市民参画の対象施策 以外の施策	30件	28件	31件	30件	41件
合計	56件	57件	72件	53件	55件



### (2) 市民参画の方法別の推移 本市の市民参画の方法として、審議会等が多く選択されています。

合計

市民参画の方法	H29	H30	R 1	R 2	R 3
パブリック・コメント	3件	3件	13件	11件	10件
市民説明会	7件	6件	6件	3件	5件
ワークショップ	3件	2件	0件	2件	1件
審議会等	42件	40件	45件	38件	36件
その他の方法	26件	15件	14件	12件	17件

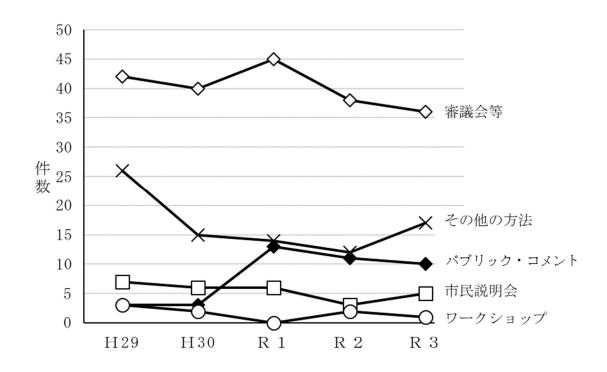
66件

78件

66件

69件

81件



### (3) 令和3年度の実施状況

◎ 市民参画の対象施策(周南市市民参画条例第6条第1項に基づき実施)

	施策	施策の (※		市民参画の方法
1	徳山大学公立化にかかる検討業務 (企画課)	1	)	パブリック・コメント 市民説明会 その他(アンケート)
2	周南市公共施設再配置計画の改訂 (施設マネジメント課)	1	)	パブリック・コメント
3	周南市スポーツ推進計画策定業務 (文化スポーツ課)	1	)	パブリック・コメント 審議会等
4	鹿野地域観光振興プランの策定 (観光交流課)	1	)	市民説明会その他
5	周南市犯罪被害者等支援条例の制定 (生活安全課)	2	)	パブリック・コメント その他
6	周南市自転車の安全で適正な利用の促進 に関する条例の制定 (生活安全課)	2	)	パブリック・コメント その他
7	第 11 次周南市交通安全計画の策定 (生活安全課)	1	)	パブリック・コメント その他
8	(仮称)周南市徳山駅前広場等条例の制定 (中心市街地活性化推進課)	3	)	パブリック・コメント その他
9	周南市開発行為等の許可の基準に関する 条例の改正 (建築指導課)	3	)	パブリック・コメント
10	周南市緑地基本計画の改訂 (公園花とみどり課)	1	)	パブリック・コメント その他(アンケート) パブリック・コメント
11	周南市長期未着手都市計画公園の見直し (公園花とみどり課)	1	)	パブリック・コメント 市民説明会 審議会等
12	富田西部第一土地区画整理事業 (市街地整備課)	1	)	審議会等
13	久米中央土地区画整理事業 (市街地整備課)	1	)	審議会等
14	新南陽総合支所庁舎の整備 (新南陽総合支所地域政策課)	5	)	市民説明会
	4 施策	② ·· ③ ·· ④ ··		パブリック・コメント ・・・10 件 市民説明会 ・・・4 件 審議会等 ・・・4 件 その他 ・・・7 件

### ※ 施策の区分

- ① 市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項を定める計画の策定や変更
- ② 市政の基本的な方針を定める条例の制定や改廃
- ③ 市民に義務を課す条例、市民の権利を制限する条例の制定や改廃
- ④ 広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の 導入や改廃
- ⑤ 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定や変更

## ◎ 市民参画の対象施策以外の施策(周南市市民参画条例第6条第3項に基づき実施)

111	氏	市民参画の方法
15	政治倫理に関する調査及び審査 (法務コンプライアンス課)	審議会等
16	第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価 (企画課)	審議会等
17	スマートシティの推進 (スマートシティ推進課)	ワークショップ 審議会等 その他(アンケート)
18	和田地域公共施設再配置 (施設マネジメント課)	市民説明会その他
19	第4次行財政改革大綱・行財政改革プランの進行管理 (財政課)	審議会等
20	市民参画の推進 (市民の声を聞く課)	審議会等
21	シティプロモーションの推進 (シティプロモーション課)	その他 (アンケート)
22	地域づくりの推進 (地域づくり推進課)	審議会等
23	国際交流の進展 (観光交流課)	その他
24	野犬等対策の推進 (環境政策課)	その他
25	環境の保全等に関する施策の推進 (環境政策課)	審議会等
26	環境基本計画の推進 (環境政策課)	審議会等
27	ごみのないきれいなまちづくり推進 (環境政策課)	その他
28	ごみ対策の推進 (リサイクル推進課)	審議会等
29	男女共同参画の推進 (人権推進課)	審議会等
30	人権施策の推進 (人権推進課)	審議会等
31	こども育成支援対策 (次世代政策課)	審議会等
32	地域福祉計画等の評価 (地域福祉課)	審議会等
33	地域包括支援センターの運営 (地域福祉課)	審議会等
34	地域の障害福祉に関するシステムづくり (障害者支援課)	審議会等
35	地域密着型サービスの適正な運営の確保 (指導監査室)	審議会等

	施策	市民参画の方法
36	健康づくりの推進 (健康づくり推進課)	審議会等
37	水素エネルギー利活用の推進 (商工振興課)	審議会等
38	木質バイオマス材利活用の推進 (商工振興課)	審議会等
39	地産地消の促進 (農林課)	審議会等
40	周南市地方卸売市場の運営 (農林課)	審議会等
41	周南市地方卸売市場水産物市場の運営 (水産課)	審議会等
42	空家等対策の推進 (住宅課)	審議会等
43	立地適正化計画の策定及び推進 (都市政策課)	審議会等
44	都市計画の決定及び変更 (都市政策課)	審議会等
45	市街地循環線の運行 (公共交通対策課)	その他 (アンケート)
46	コミュニティ交通の運行 (公共交通対策課)	その他 (アンケート)
47	大田原自然の家の管理運営 (生涯学習課)	審議会等
48	青少年育成センターの運営 (生涯学習課)	審議会等
49	周南市成人式の式典及び関連事業の企画及び運営 (生涯学習課)	その他
50	社会教育の奨励 (生涯学習課)	審議会等
51	地域人権教育の推進 (人権教育課)	審議会等
52	コミュニティ・スクールの推進 (学校教育課)	審議会等
53	周南市立学校給食センターの運営 (学校給食課)	審議会等
54	図書館の管理及び運営 (中央図書館)	審議会等
55	消防制服のエンブレム決定 (消防総務課)	その他
全生	41 施策	市民説明会 …1件 ワークショップ …1件 審議会等 …32件 その他 …10件

# 1 徳山大学公立化にかかる検討

## 企画部 企画課

施策の概要	徳山大学公立化の検討をし、公立化に向けた準備を合わせて行う。
施策の区分	市民参画の対象施策①(市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項
	を定める計画の策定や変更)
市民参画の方法	パブリック・コメント、市民説明会、その他(アンケート)
市民参画の実施に	シンポジウムの開催により参加者の意見を聴取する予定としていた
おける評価や課題	が、新型コロナウイルス感染拡大のため、入場者なしでシンポジウムを
	開催し動画を配信することになり、市民の意見の聴取ができなかった。
	また、市民参画の実施に係る業務の効率化を図るため、他市や他部署の
	方法を参考にする必要がある。
市民参画実施によ	「大学を生かしたまちづくりの方向性―徳山大学公立化についての市
り得られた成果	の考え方―」の策定にあたり、大学施設や新学部学科設置、公立化によ
	る市財政への影響に関する意見等について、現状を示す情報や市の考
	えを追記することができた。また、事業について市民に広く関心を持っ
	てもらうことができた。
令和2年度以前の	令和2年度に、市内の事業者 200 社程度に対して、公立化した場合の
市民参画実施状況	採用の意向等についてアンケート調査を実施
施策に関する情報	・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
の公表	・市広報や折込みにより適宜公表した。
	・市民参画の実施に合わせて公表した。
	・出前トーク開催
備考	・令和2年度は徳山大学公立化有識者検討会議を設置して、産業界や教
	育機関の専門家からの意見を聴取し、令和3年度は市民参画を実施し、
	検討を進めた。
	・市民参画のほかに、施策について参加者の理解を深めるため出前トー
	クを9回開催した。その際に参加者から聴取した意見も検討の参考と
	した。

施策の案の名称	大学を生かしたまちづくりの方向性―徳山大学公立化についての
	市の考え方一
意見を提出できる者	市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有す
	るもの
実施について	
意見提出期間	令和3年4月27日~令和3年7月19日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施時の公表について	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出で
	きるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する
	場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の
	案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	広報、ホームページ、情報公開窓口、マスコミ、企画課・総合支所・
	支所の窓口
実施後の公表について	
公表事項	意見の概要、市の考え方、施策の案の修正内容(修正した場合)
公表方法	ホームページ、情報公開窓口、マスコミ、企画課・総合支所・支所
	の窓口
意見の提出状況	提出者数 25、意見数 106

施策の案の名称		公立大学法人周南公立大学中期目標		
意見を提出できる者		市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有す		
		るもの		
実施について				
	意見提出期間	令和3年12月10日~令和4年1月11日		
	意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール		
実施	時の公表について			
	公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出で		
		きるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する		
		場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の		
		案等の閲覧方法及び閲覧場所		
	公表方法	広報、ホームページ、情報公開窓口、マスコミ、企画課、総合支所、		
		支所の窓口		
実施	後の公表について			
	公表事項	意見の概要、市の考え方、施策の案の修正内容(修正した場合)		
	公表方法	ホームページ、情報公開窓口、マスコミ、企画課、総合支所、支所		
		の窓口		
意見の提出状況		提出者数 2、意見数 16		

### ◎ 市民説明会の詳細

集会の名称		徳山大学公立化にかかる市民説明会				
議題		大学を生かしたまちづくりの方向性(案)―徳山大学公立化につい				
		ての市の考え方―				
参加	対象者	指定なし				
令和	3年度の開催回数	4 回				
開催	場所	徳山・新南陽・熊毛・鹿野				
開催	前の公表について					
	公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、参加できるもの				
	開催前2週間前ま	一部に遅滞あり(新型コロナウイルス感染症の感染状況を見なが				
	での公表	ら開催を決定したため。また、土砂災害警戒警報の発令により、急				
		な日程変更が発生したため。)				
	公表方法	広報、ホームページ				
開催	後の公表について					
	公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、集会の内容、参加者				
		数				
	公表方法	ホームページ、マスコミ				
参加人数合計		179 人				

## ◎ その他(アンケート)の詳細

アンケートのテーマ	徳山大学公立化にかかる意見募集(ホームページ・広報チラシ)
募集期間	ホームページ 令和3年6月1日~
	広報チラシ 令和3年7月1日~
	※ ホームページによるアンケートは令和4年度も継続
実施の詳細	設問式ではなく、自由記述式による意見募集をし、公立化に対する
	市民の考えや思いを聴取した。
回答方法	書面持参、郵便、ファクシミリ、ホームページ
対象者	指定なし
回答数	令和3年度 ホームページ 133件
	広報チラシ 31 件

# 2 周南市公共施設再配置計画の改訂

### 企画部 施設マネジメント課

施策の概要	公共施設の現状や課題等を踏まえ、全ての公共施設等の有効活用を基
	本としつつ、本市の身の丈に応じた施設保有量の実現や、将来に向けた
	施設の方向性を示すことを目的とする、周南市公共施設再配置計画を
	改訂する。
施策の区分	市民参画の対象施策①(市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項
	を定める計画の策定や変更)
市民参画の方法	パブリック・コメント
市民参画の実施に	実施について、新たな手法としてSNS (Twitter・Facebook) での周
おける評価や課題	知をした。今後も引き続き、より効果的、効率的な手法を用いて市民参
	画の業務を遂行できるよう検討する必要がある。
市民参画実施によ	改訂案では和暦標記のみであったところ、主要な箇所について和暦と
り得られた成果	西暦を併記するなど、より分かりやすい表現となるよう内容の修正を
	行った。また、計画について市民に関心を持ってもらうことができた。
令和2年度以前の	平成27年度に、周南市公共施設再配置計画(案)のパブリック・コメ
市民参画実施状況	ントを実施
施策に関する情報	市ホームページ、施設マネジメント課、情報公開・個人情報保護担当窓
の公表	口、各支所で公表した。
備考	

周南市公共施設再配置計画(改訂案)
市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有す
るもの
令和4年1月21日~令和4年2月21日
書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出で
きるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する
場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の
案等の閲覧方法及び閲覧場所
広報、ホームページ、情報公開窓口、SNS、施設マネジメント課、
総合支所、支所の窓口
意見の概要、市の考え方、施策の案の修正内容(修正した場合)
ホームページ、情報公開窓口、施設マネジメント課、総合支所の窓
提出者数 1、意見数 16

# 3 周南市スポーツ推進計画策定業務

### 地域振興部 文化スポーツ課

施策の概要	本市の現状や地域の実情に則した内容とするとともに、本市が有する
	地理的・社会的条件と人材を有効に活用し、市民がスポーツをするだけ
	でなく、スポーツを応援し、スポーツを支える人となり、活動すること
	で、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができるまちづくりを目
	指すため、周南市スポーツ推進計画を策定する。
施策の区分	市民参画の対象施策①(市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項
	を定める計画の策定や変更)
市民参画の方法	パブリック・コメント、審議会
市民参画の実施に	周南市スポーツ推進計画の策定にあたり、周南市スポーツ推進計画策
おける評価や課題	定委員会の開催とパブリック・コメントの実施をすることができた。ア
	ンケートについては、他市や他部署の方法を参考に手法の効率化を検
	討する必要がある。
市民参画実施によ	表現が抽象的、他の箇所と比べて具体的な組織名が記載されていない
り得られた成果	などの指摘を踏まえ、具体的な記述に変更し、より分かりやすい表現と
	することができた。
令和2年度以前の	令和元年度に市内在住者を対象に市民のスポーツ活動に関するアンケ
市民参画実施状況	ート調査を実施
施策に関する情報	市民参画の実施に合わせて公表をした。
の公表	
備考	

施策	の案の名称	周南市スポーツ推進計画
意見	を提出できる者	市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有
		するもの
実施	について	
	意見提出期間	令和4年2月14日~令和4年3月14日
	意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施	時の公表について	
	公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出
		できるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出す
		る場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施
		策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
	公表方法	広報、ホームページ、情報公開窓口
実施	後の公表について	
	公表事項	意見の概要、市の考え方、施策の案の修正内容(修正した場合)
	公表方法	ホームページ、情報公開窓口
意見	の提出状況	提出者数 1、意見数 17

審議会等の名称	周南市スポーツ推進計画策定委員会
設置目的	スポーツの推進に関する施策を体系的に、かつ、計画的に推進する
	ため
委員の構成	公募委員2人、その他市民7人、学識経験者1人、その他0人
公募委員の割合	20%
20%未満の場合の理由	
会議等開催回数	会議3回、書面開催0回
会議等の主な議題	・計画改定方針と今後のスケジュールについて
	・スポーツ推進計画の案について
会議の公開状況	一部非公開(新型コロナウイルス感染拡大防止のため)
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前まで	遅滞なし
の公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

# 4 鹿野地域観光振興プランの策定

## 地域振興部 観光交流課

施策の概要	鹿野地域の観光振興のコンセプトを示し、今後の観光に関する施策の
旭水が城女	
	方向性や観光交流拠点のあるべき姿を描くために、日常をときほぐす
	観光における「鹿野地域観光振興プラン」を策定する。
施策の区分	市民参画の対象施策①(市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項
	を定める計画の策定や変更)
市民参画の方法	市民説明会、その他
市民参画の実施に	鹿野地域で活動されている 21 団体の代表者を集めて意見を聴収した
おける評価や課題	が、団体内での情報共有等が難しく、一部の市民から進捗状況が見えな
	いとの声があった。他市や他部署の方法を参考に改善を図る。
市民参画実施によ	鹿野の観光交流拠点について、現時点で考えられる機能について追記
り得られた成果	した。
令和2年度以前の	実施なし
市民参画実施状況	
施策に関する情報	・「鹿野地域観光振興プラン」の素案を鹿野総合支所、コアプラザかの
の公表	で閲覧に供した。
	・住民説明会に合わせてプランの完成版を全員に配付した。
	・プランの完成版をホームページで公表した。
備考	

## ◎ 市民説明会の詳細

集会	の名称	鹿野地域観光振興プラン説明会
議題		鹿野地域観光振興プランについて
参加	対象者	指定なし
令和	3年度の開催回数	2 回
開催	場所	鹿野
開催	前の公表について	
	公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、参加できるもの
	開催前2週間前ま	遅滞あり(新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら開催
	での公表	を決定したため)
	公表方法	掲示場、鹿野地域の自治会にチラシの班回覧を依頼
開催	後の公表について	
	公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、集会の内容、参加
		者数
	公表方法	ホームページ、ケーブルテレビ
参加	人数合計	47 人

## ◎ その他の詳細

取組内容	・鹿野地域で活動されている 21 団体の代表者が集まる会議を令
	和3年度に6回開催し、出席者の意見を聴収して「鹿野地域観光
	振興プラン」に反映させた。
	・鹿野総合支所、コアプラザかのにおいて「鹿野地域観光振興プ
	ラン」の素案を令和4年2月 15 日から2月 28 日まで閲覧に供
	し、意見を聴収、反映した。

# 5 周南市犯罪被害者等支援条例の制定

### 環境生活部 生活安全課

施策の概要	犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もっ
が配列ですりが女	て犯罪被害者等の心に寄り添い、受けた被害の早期回復及び軽減並び
	に犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、市民等が安全に安心して悪ない。
	て暮らすことができる互いに支えあう地域社会の実現に寄与するた
	め、周南市犯罪被害者等支援条例を制定する。
施策の区分	市民参画の対象施策②(市政の基本的な方針を定める条例の制定や改
	廃)
市民参画の方法	パブリック・コメント、その他
市民参画の実施に	犯罪被害者等の支援という馴染みのない分野に関する条例を策定する
おける評価や課題	に当たり、日頃から犯罪被害者等に接する機会のある関係機関の方々
	及び犯罪被害者のご遺族にも参画いただき、忌憚のないご意見をお伺
	いした。それらのご意見は、条例は勿論、見舞金や助成金についても可
	能な限り反映し、策定している。
	本条例については、令和4年3月議会に上程し、委員会での審議を経
	て、令和4年3月17日議決され、同年4月1日に施行した。
市民参画実施によ	『「犯罪被害者等の支援に関する施策」の作成主体が不明である』との
り得られた成果	意見に対し、市が施策を策定し実施することについて、市民に分かりや
	すい表現に変更することとした。
令和2年度以前の	令和3年度に条例の新規制定作業に着手したため、令和2年度以前に
市民参画実施状況	実施無し
施策に関する情報	パブリック・コメントの実施に合わせて、施策に関する情報を次の方法
の公表	により公表した。
	・市ホームページ
	・生活安全課及び各支所の窓口
	・情報公開窓口
備考	

施策	の案の名称	周南市犯罪被害者等支援条例
意見	を提出できる者	市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有す
		るもの
実施	について	
	意見提出期間	令和3年10月26日~令和3年11月25日
	意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施	時の公表について	
	公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出で
		きるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する
		場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の
		案等の閲覧方法及び閲覧場所
	公表方法	広報、ホームページ、情報公開窓口、SNS、生活安全課、総合支
		所、支所の窓口
実施	後の公表について	
	公表事項	意見の概要、市の考え方、施策の案の修正内容(修正した場合)
	公表方法	ホームページ、情報公開窓口、総合支所の窓口
意見	の提出状況	提出者数 1、意見数 17

## ◎ その他の詳細

取組内容	条例案策定にあたり、犯罪被害者等支援に関係する関係機関及び犯
	罪被害者の御遺族で構成する「周南市犯罪被害者等支援条例制定懇
	話会」を設置して意見を聴取し、条例に反映した。

## 6 周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定

### 環境生活部 生活安全課

施策の概要	自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に
	実施することで、市民等が安全で安心して暮らすことができる地域社
	会の実現に寄与するため、周南市自転車の安全で適正な利用の促進に
	関する条例を制定する。
施策の区分	市民参画の対象施策②(市政の基本的な方針を定める条例の制定や改
	廃)
市民参画の方法	パブリック・コメント、その他
市民参画の実施に	自転車に関する基本的・総合的な条例を策定するに当たり、日頃から交
おける評価や課題	通安全に御尽力いただいている関係団体等の方々に参画いただき、忌
	憚のない御意見をお伺いし、それらの御意見を反映した条例を策定し
	ている。自転車の利用等に関する総合的な条例は、山口県も含めて県内
	初である。
	本条例については、令和4年3月議会に上程し、委員会での審議を経
	て、令和4年3月17日に議決され、同年4月1日に施行した。
市民参画実施によ	条例の内容ではなく、『条例の内容が一般常識内容と思え、なぜ新たに
り得られた成果	条例を制定するのか判断できない』との意見が寄せられたことから、一
	層の啓発・交通安全教育を行い、法令遵守や自転車の安全で適正な利用
	について、市民の理解を深めていくこととした。
令和2年度以前の	令和3年度に条例の新規制定作業に着手したため、令和2年度以前に
市民参画実施状況	実施無し
施策に関する情報	パブリック・コメントの実施に合わせて、施策に関する情報を次の方法
の公表	により公表した。
	・市ホームページ
	・生活安全課及び各支所の窓口
	・情報公開窓口
備考	

施策の案の名称		周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
意見を提出できる者		市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有す
		るもの
実施	について	
	意見提出期間	令和3年10月26日~令和3年11月25日
	意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施	時の公表について	
	公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出で
		きるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する
		場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の
		案等の閲覧方法及び閲覧場所
	公表方法	広報、ホームページ、情報公開窓口、SNS、生活安全課、総合支
		所、支所の窓口
実施後の公表について		
	公表事項	意見の概要、市の考え方、施策の案の修正内容(修正した場合)
	公表方法	ホームページ、情報公開窓口、総合支所の窓口
意見の提出状況		提出者数 1、意見数 1

## ◎ その他の詳細

取組内容	条例案策定にあたり、「周南市交通安全対策推進協議会」の幹事であ
	る自治会連合会・コミュニティ推進連絡協議会・連合婦人会・老人
	クラブ連合会等の代表者で構成する「周南市交通安全連絡会議」を
	活用して意見を聴取し、条例に反映した。

# 7 第11次周南市交通安全計画の策定

### 環境生活部 生活安全課

施策の概要	市内の交通事故の防止を図り、交通事故のない安全で安心な周南市の
	実現に向けて、「第 11 次周南市交通安全計画」を策定する。
施策の区分	市民参画の対象施策①(市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項
	を定める計画の策定や変更)
市民参画の方法	パブリック・コメント、その他
市民参画の実施に	県の交通安全計画に基づく交通安全計画を策定するに当たり、日頃か
おける評価や課題	ら交通安全に御尽力いただいている関係団体等の方々に参画いただく
	とともに、パブリック・コメントの実施により、それぞれ御意見をお伺
	いし、御意見を反映し計画を策定した。
	本計画は、令和4年2月にホームページや窓口において公表した。
市民参画実施によ	「道路交通事故の現状等」について、『事故内容の詳細不明で当該展望
り得られた成果	が適切か把握できない』との意見に対し、高齢者の事故件数データを追
	加するとともに、「展望」に関して説明を追加した。
令和2年度以前の	会和の年度に北京大学に美工したため、これではの字数無1
市民参画実施状況	令和3年度に改定作業に着手したため、それ以前の実施無し
施策に関する情報	パブリック・コメントの実施に合わせて、施策に関する情報を次の方法
の公表	により公表した。
	・市ホームページ
	・生活安全課及び各支所の窓口
	•情報公開窓口
備考	

施策の案の名称	第11次周南市交通安全計画
意見を提出できる者	市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有
	するもの
実施について	
意見提出期間	令和3年10月26日~令和3年11月25日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施時の公表について	
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出
	できるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出す
	る場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施
	策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	広報、ホームページ、情報公開窓口、SNS、生活安全課、総合支
	所、支所の窓口
実施後の公表について	
公表事項	意見の概要、市の考え方、施策の案の修正内容(修正した場合)
公表方法	ホームページ、情報公開窓口、総合支所の窓口
意見の提出状況	提出者数 1、意見数 36

## ◎ その他の詳細

取組内容	計画案策定にあたり、「周南市交通安全対策推進協議会」の幹事で
	ある自治会連合会・コミュニティ推進連絡協議会・連合婦人会・老
	人クラブ連合会等の代表者で構成する「周南市交通安全連絡会議」
	を活用して意見を聴取し、計画に反映した。

# 8 (仮称) 周南市徳山駅前広場等条例の制定

### 産業振興部 中心市街地活性化推進課

施策の概要	徳山駅前における公衆の利便と通行の安全、円滑を図るとともに、憩いの空間とにぎわいを創出し、人々の交流を促進することで中心市街地の活性化に寄与するため、駅前広場及び自由通路の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、(仮称) 周南市徳山駅前広場等条例を制定する。
施策の区分	市民参画の対象施策③(市民に義務を課す条例、市民の権利を制限する
	条例の制定や改廃)
市民参画の方法	パブリック・コメント、その他
市民参画の実施に	複数の方法で市民参画を実施することで多様な市民の意見を聴取する
おける評価や課題	ことができた。
市民参画実施によ	条例の趣旨に、広場等の意義と活性化の目的を加筆した。条例について
り得られた成果	市民に広く関心を持ってもらうことができた。
令和2年度以前の	実施なし
市民参画実施状況	
施策に関する情報	ホームページで常時公表した。
の公表	
備考	

施策の案の名称	(仮称) 周南市徳山駅前広場等条例(案)
意見を提出できる者	市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有
	するもの
実施について	
意見提出期間	令和3年12月1日~令和4年1月4日
意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施時の公表につい	て
公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出
	できるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出す
	る場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施
	策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法	広報、ホームページ、情報公開窓口、SNS、ケーブルテレビ、徳
	山駅南北自由通路のデジタルサイネージ
実施後の公表につい	て
公表事項	意見の概要、市の考え方、施策の案の修正内容(修正した場合)
公表方法	ホームページ、情報公開窓口
意見の提出状況	提出者数 3、意見数 18

# ◎ その他の詳細

取組内容	条例 (素案) 作成の際に、まちづくり関係者やイベント主催者等で
	構成する「街と駅との連携会議」等にて意見を聴取した。

## 9 周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の改正

### 都市整備部 建築指導課

施策の概要	開発行為(主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供
	する目的で行う土地の区画形質の変更)等の許可の基準について定
	めた「周南市開発行為等の許可の基準に関する条例」の改正を行う。
施策の区分	市民参画の対象施策③(市民に義務を課す条例、市民の権利を制限
	する条例の制定や改廃)
市民参画の方法	パブリック・コメント
市民参画の実施におけ	意見提出がなかったが、パブリック・コメントの実施により、宅地
る評価や課題	開発等を検討している方から改正内容について具体的な問合せが
	多数あった。条例の改正について、一定程度の理解が得られた。
市民参画実施により得	条例の改正のみならず、上位法である都市計画法の改正についても
られた成果	市民に知ってもらう機会となった。
令和2年度以前の市民	実施なし
参画実施状況	
施策に関する情報の公	・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
表	・市広報により適宜公表した。
備考	

## ◎ パブリック・コメントの詳細

施策の案の名称		周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正(案)
意見を提出できる者		市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有す
		るもの
実施について		
意見提出其	期間	令和3年9月8日~令和3年10月8日
意見提出	手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施時の公表に	ついて	
公表事項		施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出で
		きるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する
		場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の
		案等の閲覧方法及び閲覧場所
公表方法		広報、ホームページ、情報公開窓口、SNS
実施後の公表について		
公表事項		意見の概要、市の考え方、施策の案の修正内容(修正した場合)
公表方法		ホームページ、情報公開窓口
意見の提出状況		提出者数 0、意見数 0

# 10 周南市緑地基本計画の改訂

## 都市整備部 公園花とみどり課

備考	
の公表	
施策に関する情報	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
市民参画実施状況	実施した。
令和2年度以前の	平成24年度に周南市緑地基本計画の策定時にパブリック・コメントを
り得られた成果	市民に広く関心を持ってもらうことができた。
市民参画実施によ	より分かりやすい表現となるよう文章の修正を行った。計画について
	て市民参画の業務を遂行できるよう検討の必要がある。
	に集計等を行うことができた。今後はより効果的、効率的な手法を用い
おける評価や課題	に係る業務の効率化を図る必要がある。WEBアンケートでは、効率的
市民参画の実施に	2つ以上の方法で市民参画を実施することができた。市民参画に実施
市民参画の方法	パブリック・コメント、その他(アンケート)
	を定める計画の策定や変更)
施策の区分	市民参画の対象施策①(市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項
	緑地基本計画」の改定を行う。
	み方法等、公園のあり方について明らかにすることを目的として「周南
	能な公園となるよう、公園の目指すべき姿や整備・管理・運営の取り組
	りの方針等を取り入れつつ、将来にわたり経済的かつ効果的で持続可
	法等の改正に伴う公園緑地行政の動向や新たなニーズ、市のまちづく
施策の概要	当初の「周南緑地基本計画」の考え方を踏まえた上で、近年の都市公園

施策の案の名称		周南市緑地基本計画改訂
意見を提出できる者		市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有す
		るもの
実施	について	
	意見提出期間	令和4年2月22日~令和4年3月23日
	意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施	時の公表について	
	公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出で
		きるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する
		場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の
		案等の閲覧方法及び閲覧場所
	公表方法	広報、ホームページ、情報公開窓口、SNS、公園花とみどり課、
		総合支所、支所の窓口
実施後の公表について		
	公表事項	意見の概要、市の考え方、施策の案の修正内容(修正した場合)
	公表方法	ホームページ、情報公開窓口、公園花とみどり課の窓口
意見の提出状況		提出者数 3、意見数 33

# ◎ その他(アンケート)の詳細

アンケートのテーマ	周南緑地の活動実績と今後の活用方法。
募集期間	令和3年7月1日~令和3年8月31日
実施の詳細	設問式及び自由記述式
回答方法	書面持参、電子メール、WEB
対象者	市民、周辺2市の市民、活動団体等
回答数	506

# 11 周南市長期未着手都市計画公園の見直し

### 都市整備部 公園花とみどり課

施策の概要	人口減少、少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化に対応し、地域
	ニーズを踏まえた新たな公園の利活用や、都市の集約化に対応した効
	率的、効果的な公園の整備や再編が求められていることから、都市計画
	決定から30年以上整備に着手できず未整備となっている都市計画公園
	の見直しをする。
施策の区分	市民参画の対象施策①(市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事項
	を定める計画の策定や変更)
市民参画の方法	パブリック・コメント、市民説明会、審議会等
市民参画の実施に	周南市都市計画公園見直し検討委員会を設置し、学識経験者や関係団
おける評価や課題	体の代表者、関係行政機関の委員や、オブザーバーとして国土交通省中
	国地方整備局や山口県土木建築部の職員からの意見を聴取し、見直し
	方針 (素案) を策定した。パブリックコメントや意見交換会を行い、市
	民の理解を深めるとともに、聴取した意見も参考とし、周南市都市計画
	公園見直し検討委員会で審議し、見直し方針(案)の策定をした。複数
	の方法で市民参画を実施することができたが、市民参画の実施にかか
	る業務の効率化を図ることが課題である。
市民参画実施によ	より分かりやすい表現となるよう文章の修正を行った。また、方針につ
り得られた成果	いて市民に広く関心を持ってもらうことができた。
令和2年度以前の	実施なし
市民参画実施状況	
施策に関する情報	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
の公表	
備考	

施策	の案の名称	周南市長期未着手都市計画公園見直し方針
意見	を提出できる者	市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有す
		るもの
実施	について	
	意見提出期間	令和3年11月12日~令和3年12月13日
	意見提出手段	書面持参、郵便、ファクシミリ、電子メール
実施	時の公表について	
	公表事項	施策の案の名称、施策の案及びその案に関する資料、意見を提出で
		きるもの、意見の提出先、提出期間及び提出手段、意見を提出する
		場合の記載事項、提出された意見の検討結果の公表の仕方、施策の
		案等の閲覧方法及び閲覧場所
	公表方法	広報、ホームページ、情報公開窓口、SNS、公園花とみどり課、
		総合支所、支所の窓口
実施	後の公表について	
	公表事項	意見の概要、市の考え方、施策の案の修正内容(修正した場合)
	公表方法	ホームページ、情報公開窓口、公園花とみどり課の窓口
意見	の提出状況	提出者数 2、意見数 3

## ◎ 市民説明会の詳細

集会の名称	周南市長期未着手都市計画公園見直し方針(素案)に関する意見交
31021	換会
議題	周南市長期未着手都市計画公園見直し方針
参加対象者	指定なし
令和3年度の開催回数	2 回
開催場所	徳山・新南陽
開催前の公表について	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、参加できるもの
開催前2週間前	遅滞なし
までの公表	
公表方法	広報、ホームページ、SNS
開催後の公表について	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、集会の内容、参加者
	数
公表方法	ホームページ、公園花とみどり課の窓口
参加人数合計	14 人

審議会等の名称	周南市都市計画公園見直し検討委員会
設置目的	長期未着手となっている都市計画公園の見直しをするに当たり、
P. E. I.	幅広い見地から検討を行うため、周南市都市計画公園見直し検討
	委員会を設置する。
 委員の構成	公募委員0人、その他市民1人、学識経験者3人、その他1人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	学識経験者や関係行政機関の委員を中心とし、幅広い見地から検
20 /0/八個 0 / 物 口 0 / 上生田	
V -7/2 PP HH 1111	討を行うため公募をしなかった。
会議等開催回数	会議3回、書面開催0回
会議等の主な議題	・周南市長期未着手都市計画公園見直し方針(素案)について
	・委員会意見の対応と方針(素案)に基づく評価について
	・意見交換会及びパブリック・コメント等の実施結果と見直し方
	針(案)への反映について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方
	法
開催前7日前まで	遅滞なし
の公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

## 12 富田西部第一土地区画整理事業

## 都市整備部 市街地整備課

	改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公
	共施設の新設又は変更に関する事業を実施する。
施策の区分	市民参画の対象施策①(市の基本構想、基本計画、市政の基本的な事
	項を定める計画の策定や変更)
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施にお	事業の進捗状況及び今後のスケジュール説明を行うことができた。
ける評価や課題	委員は地権者等から選挙で選ばれるが、委員の入れ替わりが無く、事
	業の長期化により委員の高齢化が課題である。
市民参画実施により	評価員の選任や仮換地の変更等の諮問に対して答申された内容によ
得られた成果	り適切な事業の実施が行われた。
令和2年度以前の市	毎年度、必要に応じて審議会の会議を開催している。平成5年から令
民参画実施状況	和2年まで合計40回開催
施策に関する情報の	・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
公表	・市広報により適宜公表した。
	・市民参画の実施に合わせて公表した。
備考	

審議会等の名称	富田西部第一土地区画整理審議会
設置目的	換地設計、仮換地指定に関して審議する。
委員の構成	公募委員0人、その他市民6人、学識経験者2人、その他0人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理	土地区画整理法の規定により、委員の構成を地区内土地所有者等に限
由	定しているため。
会議等開催回数	会議1回、書面開催0回
会議等の主な議題	・評価員の選任について
	・仮換地の変更について
会議の公開状況	一部非公開(審議事項に個人情報が含まれるため)
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前ま	遅滞なし
での公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

## 13 久米中央土地区画整理事業

## 都市整備部 市街地整備課

	・市民参画の実施に合わせて公表した。
表	・市広報により適宜公表した。
施策に関する情報の公	・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
参画実施状況	令和2年まで合計40回開催
令和2年度以前の市民	毎年度、必要に応じて審議会の会議を開催している。平成9年から
られた成果	された答申により速やかな事業完了手続きを進められた。
市民参画実施により得	事業完了に向けた最終的な計画となる換地計画の諮問について成
	って一応の役割は終了した。
	は事業完了手続きに入っており、審議会についても令和3年度をも
る評価や課題	事業の長期化により委員の高齢化が課題であったが、久米中央地区
市民参画の実施におけ	事業の進捗状況及び今後のスケジュール説明を行うことができた。
市民参画の方法	審議会等
	事項を定める計画の策定や変更)
施策の区分	市民参画の対象施策①(市の基本構想、基本計画、市政の基本的な
	施設の新設又は変更に関する事業を実施する。
	及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共
施策の概要	久米中央地区における土地 (27.1ha)について、公共施設の整備改善

審議会等の名称	久米中央土地区画整理審議会
設置目的	換地設計、仮換地指定に関して審議する。
委員の構成	公募委員0人、その他市民4人、学識経験者2人、その他0人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	土地区画整理法の規定により、委員の構成を地区内土地所有者等に
	限定しているため。
会議等開催回数	会議1回、書面開催0回
会議等の主な議題	市長からの諮問事項「換地計画について」の審議
会議の公開状況	一部非公開(審議事項に個人情報が含まれるため)
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前ま	遅滞なし
での公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

# 14 新南陽総合支所庁舎の整備

## 新南陽総合支所 地域政策課

施策の概要	令和2年度に決定した新南陽総合支所の整備に関する基本的な方
	針に基づき基本計画を策定し、新南陽総合支所庁舎の整備を行う。
施策の区分	市民参画の対象施策⑤(広く市民が利用する大規模な公共施設の
	設置に関する計画等の策定や変更)
市民参画の方法	市民説明会
市民参画の実施におけ	資料作成の業務の効率化を図る必要がある。また、ツイッター、イ
る評価や課題	ンスタグラムなどインターネット環境を利用することで市民参画
	の周知を図る必要がある。
市民参画実施により得	旧庁舎と比べ新庁舎の建設地はバス停から遠くなるため、バス停
られた成果	を移設できないか等の意見があった。検討の結果、移設は不可能で
	あったが、バス停から最短の位置に庁舎を建設することとした。
令和2年度以前の市民	令和2年度に新南陽総合支所の整備方針について市内6か所で市
参画実施状況	民説明会を開催
施策に関する情報の公	・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
表	・市広報で適宜公表した。
	・市内 10 か所の公共施設にチラシを配布した。
	・新南陽管内の自治会に回覧を行った。
備考	

#### ◎ 市民説明会の詳細

集会	の名称	新南陽総合支所の整備に関する住民説明会
議題		建設位置、規模の決定
参加	対象者	指定なし
令和	3年度の開催回数	6 回
開催	場所	新南陽地区
開催	前の公表について	
	公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、参加できるもの
	開催前2週間前ま	遅滞なし
	での公表	
	公表方法	広報、ホームページ
開催	後の公表について	
	公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、集会の内容、参加者
		数
	公表方法	ホームページ
参加	人数合計	54 人

# 15 政治倫理に関する調査及び審査

## 総務部 法務コンプライアンス課

備考	
の公表	
施策に関する情報	ホームページ及び本庁・総合支所の情報公開窓口で公表
市民参画実施状況	
令和2年度以前の	毎年度、必要に応じて周南市政治倫理審査会の会議を開催している。
	的な市政の発展に寄与することができた。
り得られた成果	政に対する正しい認識と自覚を持つことにより、公正で開かれた民主
市民参画実施によ	議員及び市長が市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民も市
	た。公募の際の周知方法等を検討する必要がある。
おける評価や課題	であるが、いずれも公募の結果応募がなかったため、指名により選任し
市民参画の実施に	周南市政治倫理審査会を組織する委員7名のうち公募委員の枠は2名
市民参画の方法	審議会等
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
	とを目的に政治倫理に関する調査及び審査を行う。
	自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するこ
	する市民の信頼に応えるとともに、市民も市政に対する正しい認識と
	利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、市政に対
	その権限又は地位の影響力を不正に行使して、自己又は特定のものの
	である周南市の市議会議員及び市長が、政治倫理の確立と向上に努め、
施策の概要	市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手

審議会等の名称	周南市政治倫理審査会
設置目的	議員、市長の政治倫理に関する審査、調査を行う。
委員の構成	公募委員0人、その他市民2人、学識経験者5人、その他0人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	20%以上の枠を設定して公募したが、応募者が少なかったため、
	代わりに福祉、地域づくり活動、教育分野等で幅広く活躍されて
	いる市民の中から指名により選任した。
会議等開催回数	会議1回、書面開催2回
会議等の主な議題	・議員及び市長の資産等報告書等に対する意見書の決定
	・議員の資産等補充報告書の審査
	・議員の資産等補充報告書の意見書の決定
会議の公開状況	一部非公開(議員及び市長の資産等報告書等の審査及び調査であ
	り、情報公開条例第7条第4号(率直な意見の交換が不当に損な
	われるおそれがある)及び第5号(市が行う事業に関する情報で
	あって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼす
	おそれがある)に該当する情報であるため)
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方
	法
開催前7日前まで	遅滞あり(事務処理遅れによる)
の公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

# 16 第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価

#### 企画部 企画課

施策の概要	本市におけるまち・ひと・しごとの好循環を確立するため、今後目指す
	べき将来の方向と人口の将来展望及び今後5か年の目標や具体的な施
	策をまとめた第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状
	況・進捗状況について確認し、評価する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	審議会の会議を2回開催することができた。市民参画の実施にかかる
おける評価や課題	業務の効率化を図るため、他市や他部署の方法を参考にする必要があ
	る。
市民参画実施によ	第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況・進捗状況に
り得られた成果	ついて、専門的見地から幅広く意見や提案を受け、各取組の評価・検証
	を行うことができた。これを基に、各取組の見直しを行い、第2期周南
	市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂をすることができた。
令和2年度以前の	平成27年度から毎年度、必要に応じて会議を開催している
市民参画実施状況	
施策に関する情報	ホームページで公開した
の公表	
備考	

審議会等の名称	第2期周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議
設置目的	周南市人口ビジョン及び周南市総合戦略の策定及び推進に当た
	り、専門的見地から幅広く意見又は提案を受けるため。
委員の構成	公募委員0人、その他市民6人、学識経験者2人、その他0人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	専門性の高い内容について審議するため、学識経験者と専門知識
	を有する市民で委員を構成したため公募をしなかった。
会議等開催回数	会議2回、書面開催0回
会議等の主な議題	・まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要及び評価方法について
	・まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方
	法
開催前7日前まで	遅滞なし
の公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

## 17 スマートシティの推進

#### 企画部 スマートシティ推進課

施策の概要	科学技術等の急速な進展に対応し、社会的課題の解決と経済的発
	展の両立を実現するため、IoT、AI、ロボット等の先端技術、
	ビッグデータ等を積極的に活用したスマートシティを総合的に
	推進する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	ワークショップ、審議会等、その他(アンケート)
市民参画の実施における	当初は対面でのワークショップを3回実施する予定であったが、
評価や課題	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、第3回目の開催ができなか
	ったことから、ワークショップ参加予定者を対象としたアンケー
	トに切り替え、意見を聴取した。
市民参画実施により得ら	ワークショップ及びアンケートによって抽出した課題や、協議会
れた成果	での意見を今後の方針案に反映した。
令和2年度以前の市民参	周南市スマートシティ構想の策定に向け、令和2年度にスマート
画実施状況	シティに関するアイデアを募集をしたほか、構想案に対してパブ
	リック・コメントを実施した。
施策に関する情報の公表	ホームページ、情報公開窓口
備考	

## ◎ ワークショップの詳細

(	の名称	周南市スマートシティ推進に係るワークショップ
朱云	· // / / / / / / / / / / / / / / / / /	利用用人マートンティ担告に係るソークショソテ
議題		スマートシティに関する意見交換
参加	対象者	市民、関係者
令和	3年度の開催回数	2 回
開催	場所	キリンビバレッジ周南総合スポーツセンター及び遠石市民セン
		ター
開催	前の公表について	
	公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、参加できるもの
	開催前2週間前ま	遅滞なし
	での公表	
	公表方法	ホームページ、情報公開窓口
開催	後の公表について	
	公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、集会の内容、参加
		者数
	公表方法	ホームページ、情報公開窓口
参加	人数合計	41 人

審議会等の名称	周南市スマートシティ推進協議会
設置目的	スマートシティを総合的に推進すること
委員の構成	公募委員0人、その他市民5人、学識経験者3人、その他0人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	関係するコミュニティの代表者を委員に選任しているため公募を
	しなかった。
会議等開催回数	会議3回、書面開催0回
会議等の主な議題	<ul><li>オブザーバーの設置について</li></ul>
	<ul><li>スマートシティの取組について</li></ul>
	・モデル地区における地域課題について
	・モデル地区における取組方針(案)について
	・重点プログラム及びデジタル技術の活用(案)について
	・スマートシティの実現に向けたまちづくりの進め方について
	<ul><li>ワークショップ及びアンケート調査について</li></ul>
	・企業ヒアリング結果及び重点プログラムに関する事業計画につい
	て
	・スマートシティの実現に向けた体制について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前ま	遅滞なし
での公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ、報道機関(一部)

## ◎ その他(アンケート)の詳細

アンケートのテーマ	「第3回周南市スマートシティ推進に係るワークショップ」に替わ
	るアンケート調査
募集期間	令和4年2月7日~令和4年2月22日
実施の詳細	自由記述式による意見募集を行い、モデル地区におけるスマートシ
	ティ実現に向けた取組についての考えや思いを聴取した。
回答方法	郵便、電子メール
対象者	第3回ワークショップ参加予定者
回答数	14

## 18 和田地域公共施設再配置

#### 企画部 施設マネジメント課

施策の概要	和田地域の拠点施設である支所・公民館が老朽化している、耐震性がな
	い、建物が土砂災害特別警戒区域にかかっていることから、公共施設再
	配置の検討をする。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	市民説明会、その他
市民参画の実施に	整備意見交換会及び整備方針説明会を開催し、市長が市民の声を直接
おける評価や課題	聞くことができた。市民参画の実施にかかる業務の実効性を高めるた
	め、他市や他部署の方法を参考にする必要がある。
市民参画実施によ	●市民説明会
り得られた成果	支所・市民センターの整備場所について、地域の中心である現在の場所
	に整備してほしいという意見や、安全安心のために新しい場所に移す
	べきという意見などがあった。こうした意見を踏まえ、「新たな支所・
	市民センターの整備完了までの暫定措置として、旧和田中学校を活用
	する」こと、「安全・安心な支所・市民センターの整備候補地を引き続
	き協議する」こととした。
	●その他
	整備方針説明会後の和田地域モデル事業協議会では、米光エリアでの
	支所・市民センターの早期整備を望む意見がほとんどであった。こうし
	た意見を踏まえ、旧和田中学校の早期の供用開始とともに、新たな支
	所・市民センターの整備候補地について、米光エリアを念頭に、引き続
	き地域との協議を進めることとした。
令和2年度以前の	平成 29 年度から、和田地域モデル事業協議会を実施(計 13 回)ほか
市民参画実施状況	
施策に関する情報	・ホームページで常時公表
の公表	・和田地域各戸配布のチラシ(かわら版)で周知した。
備考	

## ◎ 市民説明会の詳細

集会の名称	和田支所・市民センター整備意見交換会
	和田支所・市民センター整備方針説明会
議題	和田支所・市民センターの整備候補地について、市の考え方を地
	域住民に説明し、意見を受ける。
参加対象者	指定なし
令和3年度の開催回数	2 回
開催場所	和田地域
開催前の公表について	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、参加できるもの
開催前2週間前ま	遅滞なし
での公表	
公表方法	ホームページ、地域団体への通知
開催後の公表について	
公表事項	集会の名称、開催日時及び場所、集会の議題、集会の内容、参加
	者数
公表方法	ホームページ、かわら版を地域に配布
参加人数合計	60 人

#### ◎ その他の詳細

取組内容	和田地域モデル事業協議会として、和田地域の公共施設の再編や
	新しい支所・市民センターの整備について住民と協議会形式で検
	討を行った。

## 19 第4次行財政改革大綱・行財政改革プランの進行管理

#### 財政部 財政課

施策の概要	行財政改革大綱に基づく行財政改革を積極的に進めるため、「行財
	政改革プラン」に掲げる57項目の進行管理を実施
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施におけ	審議会の意見を踏まえ実績報告書を修正することができた。今後は
る評価や課題	適切な時期に審議会を開催し、よりいっそう審議会の意見を市政に
	反映するよう取り組んでいく必要がある。
市民参画実施により得	審議会の意見を踏まえ、公表する行財政改革の実績報告をより分か
られた成果	り易いよう修正した。これにより、実績報告を市民により分かり易
	く伝えることができた。
令和2年度以前の市民	5年に1度の行財政改革大綱策定の際に、適宜周南市行政改革審議
参画実施状況	会を開催し、必要な助言等を受けた。また、併せて毎年度、周南市
	行政改革審議会にて行財政改革大綱の進捗状況等についての審議・
	助言等を受けている。
施策に関する情報の公	・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
表	・適宜議会報告を行った。
備考	

審議会等の名称	周南市行政改革審議会
設置目的	周南市行財政改革大綱に関し、市長の諮問に応じ審議、審査又は調
	査を行なう。
委員の構成	公募委員2人、その他市民7人、学識経験者2人、その他0人
公募委員の割合	18. 1%
20%未満の場合の理由	20%以上の枠を設定して公募したが応募者が少なかった。
会議等開催回数	会議0回、書面開催1回
会議等の主な議題	第4次行財政改革大綱行財政改革プランの実施状況について
会議の公開状況	
会議の公表について	
公表事項	
開催前7日前ま	
での公表	
公表方法	

## 20 市民参画の推進

#### シティネットワーク推進部 市民の声を聞く課

施策の概要	豊かで輝きに満ちた地域社会を築くため、市民参画を推進する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施にお	質の高い評価が難しいため、評価対象を限定したり、評価のしやすい
ける評価や課題	会議資料とすることが今後の課題である。審議会でより多くの意見を
	聴取するために、事前に個別での評価を依頼したり、グループワーク
	をしたりすることで委員全員の意見を聴取することができた。
市民参画実施により	SNSを利用するなど積極的な情報発信をするようにとの意見から、
得られた成果	パブリック・コメントや市民説明会をする際にはSNSによる情報発
	信をするよう担当課に助言を行うようにした。委員の市政や市民参画
	に対する熱意や考えを理解することができた。
令和2年度以前の市	毎年度、必要に応じて周南市市民参画推進審議会の会議を開催
民参画実施状況	
施策に関する情報の	・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
公表	・実施状況と評価について、ホームページと情報公開窓口で公表し
	た。
	・広報紙で市民参画について周知した。
備考	

	放立での計画	
審議	会等の名称	周南市市民参画推進審議会
設置	目的	市民参画の適正な運用や市民参画を推進について審議する。
委員	の構成	公募委員2人、その他市民9人、学識経験者3人、その他0人
公募	委員の割合	14. 2%
20%	未満の場合の理	20%以上の枠を設定して公募したが応募者が少なかった。
由		
会議	等開催回数	会議3回、書面開催0回
会議	等の主な議題	・市民参画の実施状況の評価について
		・市長からの諮問に対する答申書の案について
会議	の公開状況	公開
会議	の公表について	
	公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
	開催前7日前ま	遅滞なし
	での公表	
	公表方法	情報公開窓口、ホームページ

## 21 シティプロモーションの推進

#### シティネットワーク推進部 シティプロモーション課

施策の概要	本市の認知度向上とシビックプライドの醸成を図るためにシティ
	プロモーションを推進し、関係人口 100 万人ネットワークの構築を
	目指す。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	その他 (アンケート)
市民参画の実施におけ	シティプロモーションの推進は、広報紙を活用した情報発信のほか
る評価や課題	にも、シティプロモーションスペシャルサイトや LINE、twitter、
	note などのSNSを利用したインターネット上での情報発信にも
	力を入れている。アンケートの方法としてインターネットなどを活
	用した認知度調査も行えるようになると良い。
市民参画実施により得	回答数の少なさから、市民のシティプロモーションに対する認知度
られた成果	の低さ、関心の薄さを痛感した。
令和2年度以前の市民	令和2年度においては、市民と市職員で構成するワーキングチーム
参画実施状況	による新しいシティプロモーションの検討・手法の提案を行った。
施策に関する情報の公	周南市シティプロモーションスペシャルサイトにて随時最新情報
表	を公表している。
備考	

#### ◎ その他(アンケート)の詳細

アンケートのテーマ	シティプロモーションについて
募集期間	令和3年6月26日~令和3年7月26日
実施の詳細	市広報において、アンケートのページを掲載し、広く意見を募集し
	た
回答方法	インターネット、郵送、まちづくり提言箱への投函
対象者	指定なし
回答数	62

# 22 地域づくりの推進

## 地域振興部 地域づくり推進課

施策の概要	周南市地域づくり推進計画に基づき、市民と行政との協働による取組
	や市民自らが公共の担い手となる新しい公共の取組を一層拡大するこ
	とにより、市民と共に地域の価値を創出する共創の地域づくりを実現
	する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	地域づくり推進計画に掲げる施策の効果や、より良いあり方を検討で
おける評価や課題	きた。市民からの評価を受けることで、施策の効果や、より良いあり方
	の検討はできたが、実際に反映するところまでは至っていない。他市や
	他部署の方法を参考にすることで、市民参画の効果を高められるよう
	にする必要がある。
市民参画実施によ	地域づくり推進計画に掲げる施策の実施にあたって、地域づくり活動
り得られた成果	に対する無関心層をはじめ、多くの人に情報が届くよう、発信力の強化
	を求める意見が出た。参加者同士の新たな繋がりが生まれた。
令和2年度以前の	毎年度、必要に応じて周南市地域づくり推進協議会の会議を開催して
市民参画実施状況	いる。
施策に関する情報	情報公開窓口や、市ホームページにおいて公表をした。
の公表	
備考	

審議会等の名称	周南市地域づくり推進協議会
設置目的	次の事項について協議を行う。
	(1) 周南市の地域づくり推進計画に関すること。
	(2) その他地域づくりに関すること。
委員の構成	公募委員3人、その他市民9人、学識経験者2人、その他0人
公募委員の割合	21.4%
20%未満の場合の理由	
会議等開催回数	会議2回、書面開催0回
会議等の主な議題	・地域づくり推進計画の進捗状況について
	・地域づくり推進計画の評価について
	・地域づくりの推進に関する意見聴取
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方
	法
開催前7日前まで	遅滞なし
の公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

# 23 国際交流の進展

#### 地域振興部 観光交流課

施策の概要	姉妹都市への友好親善訪問団の派遣や各種訪問団の受入を行うほか、
	市内において、国際交流を継続的に体験する機会を提供する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	その他
市民参画の実施に	運営委員の人数は減少傾向で、また、参加者も固定されつつあり、広く
おける評価や課題	意見を聴取するのが難しい状況であった。 運営委員数の増加・維持が課
	題であるため、留学生等の中から国際交流に興味関心のある人材(外国
	人)を発掘する。
市民参画実施によ	市の提案したイベント案を、委員の意見により、具体的で、実施可能な
り得られた成果	ものとした。
令和2年度以前の	毎月1回、国際交流サロン運営委員会会議を開催
市民参画実施状況	
施策に関する情報	・市広報に掲載
の公表	・ホームページで常時公表
備考	

## ◎ その他の詳細

取組内容 毎月会議を開催し、国際交流体験イベントを年5回実施した。	
-----------------------------------	--

# 24 野犬等対策の推進

## 環境生活部 環境政策課

施策の概要	野犬の棲みにくい環境づくりを図るとともに、むやみなエサやりや動
	物の遺棄・虐待を防止することで、市民生活の安心安全を図る。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	その他
市民参画の実施に	野犬に関する目撃情報や具体的な要望を聴取することができた。一部
おける評価や課題	の会議は新型コロナウイルスの感染状況等から令和2年度以降書面開
	催となっており、今後も状況に応じた開催方式を検討する必要がある。
市民参画実施によ	野犬の出没エリアに関する情報提供をいただき、パトロール及び捕獲
り得られた成果	業務の参考とした。
令和2年度以前の	毎年度、6連合自治会(遠石、秋月、周陽、桜木、岐山、関門)と野犬
市民参画実施状況	対策検討会を実施。令和2年度については書面開催。
	野犬の発生状況を鑑み、令和2年度には久米地区関係自治会と野犬対
	策に係る地域協議を実施。
施策に関する情報	市ホームページや広報で適宜実施した。
の公表	
備考	

#### ◎ その他の詳細

取組内容	野犬の出没、被害の多い地区住民との情報共有と連携を図った。
	①野犬対策検討会
	対象:6連合自治会(遠石、秋月、周陽、桜木、岐山、関門)
	※令和3年度書面開催
	②地域協議
	対象: 久米地区関係自治会
	※令和4年3月15日開催

# 25 環境の保全等に関する施策の推進

#### 環境生活部 環境政策課

施策の概要	①環境保全協定の締結及び見直しを行う。 ②協定締結事業所の環境影響の大きいプラント新増設に対し、環境審
	議会において環境保全対策を審査する。
	③環境保全協定に基づく細目協定における自主監視測定値の報告によ
	り、遵守状況を把握する。
	④環境苦情・相談に対する対応・処理を行う。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	計画段階配慮書についての意見を周南市環境審議会の委員に求め、意
おける評価や課題	見提出者数 10 人を目標に掲げていたが、11 人から意見を得ることがで
	きた。
市民参画実施によ	(仮称)西中国ウィンドファーム事業における環境影響評価法に基づ
り得られた成果	く計画段階環境配慮書について、環境影響評価方法書以降の手続きに
	反映した。事業について多様な意見を反映することができた。
令和2年度以前の	毎年度、必要に応じて周南市環境審議会の会議を開催している。
市民参画実施状況	
施策に関する情報	市民参画の実施に合わせて公表した。
の公表	
備考	

審議会等の名称	周南市環境審議会
設置目的	市の環境の保全に関する事項を調査審議するため
委員の構成	公募委員5人、その他市民4人、学識経験者6人、その他20人
公募委員の割合	14. 2%
20%未満の場合の理由	「委員を公募する場合は、定数の20%以上を対象」と定めた「周
	南市付属機関等の設置及び運営に関する規程」が公布された平成
	16 年には、周南市環境審議会の公募委員は2名であり、平成 19
	年に最大定員 35 名のうち公募委員を5名まで拡大したが、他の
	委員をこれ以上削減することが難しく、公募委員枠が現在の5名
	となっている。
会議等開催回数	会議1回、書面開催0回
会議等の主な議題	『(仮称) 西中国ウィンドファーム事業における環境影響評価法
	に基づく計画段階環境配慮書について』の諮問
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方
	法
開催前7日前まで	遅滞なし
の公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ、報道機関

# 26 環境基本計画の推進

## 環境生活部 環境政策課

施策の概要	環境を取り巻く状況の変化や前期計画の検証を踏まえ、本市の最上位計画である「周南市まちづくり総合計画」との整合を図り、本市の目指す環境像「豊かな自然をはぐくみ未来へはばたくまち周南」の実現に向けて策定した「第2次周南市環境基本計画(後期)」の進捗状況を把握する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施におけ	環境基本計画の進捗状況及び周南市脱炭素社会形成取組指針(案)
る評価や課題	についての意見を周南市環境基本計画推進委員会の委員に求め、意
	見提出者数 10 人を目標に掲げていたが、20 人から意見を得ること
	ができた。
市民参画実施により得	環境基本計画の進捗管理を行うにあたり、環境報告書の内容をより
られた成果	分かりやすく修正した。事業について多様な意見を反映することが
	できた。
令和2年度以前の市民	毎年度、周南市環境基本計画推進委員会の会議を開催している。
参画実施状況	
施策に関する情報の公	市民参画の実施に合わせて公表した。
表	
備考	

審議会等の名称	周南市環境基本計画推進委員会
設置目的	環境基本計画の推進に係る総合的な調整及び進行管理を行うため
委員の構成	公募委員4人、その他市民3人、学識経験者0人、その他13人
公募委員の割合	20%
20%未満の場合の理由	
会議等開催回数	会議0回、書面開催1回
会議等の主な議題	周南市環境基本計画の進捗状況(令和3年版環境報告書)について
会議の公開状況	
会議の公表について	
公表事項	
開催前7日前ま	
での公表	
公表方法	_

## 27 ごみのないきれいなまちづくり推進

#### 環境生活部 環境政策課

施策の概要	環境美化活動に取り組んでいる団体への支援や、ポイ捨て防止のため
	の啓発により、ごみのないきれいなまちづくりを推進する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	その他
市民参画の実施に	ポイ捨て禁止を啓発するポスターの募集に対して応募をいただいた。
おける評価や課題	令和3年度以降は、小学生には別の事業に関するポスター募集を行う
	ことから中学生に限定して募集しており、今後も応募状況等を見なが
	ら柔軟に募集対象を決定していく必要がある。
市民参画実施によ	ポスターの作成過程の中で、子ども達の環境美化意識の醸成が図られ
り得られた成果	た。
令和2年度以前の	毎年度、市内小学生または市内中学生を対象にポイ捨て禁止啓発のた
市民参画実施状況	めのポスターを募集している。令和2年度は新型コロナウイルス感染
	対策に伴う学校の運営状況により未実施となった。
施策に関する情報	市ホームページや広報で適宜実施
の公表	
備考	

#### ◎ その他の詳細

取組内容	市民にポイ捨て禁止啓発のためのポスターを市内中学生を対象に募集
	し、72件の作品から最優秀賞1点、優秀賞3点、佳作6点を表彰。
	最優秀賞1点は、ポスター、看板として活用した。

## 28 ごみ対策の推進

#### 環境生活部 リサイクル推進課

施策の概要	環境にやさしく快適なまちとするため、ごみの発生・排出削減、再資源
	化、適正処理を進め、循環型社会を形成していく。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	年2回の審議会を開催し市民参画を実施した。市民参画の実施にかか
おける評価や課題	る業務の効率化を図るため、他市や他部署の方法を参考にする必要が
	ある。
市民参画実施によ	ごみ減量化及び再資源化について、もっと具体的に発信するべきとの
り得られた成果	意見に対し、市広報にてごみ排出量等を公表する際に、ごみ減量・再資
	源化のための具体的な方法について記載した。事業について市民に広
	く関心を持ってもらうことができた。
令和2年度以前の	毎年度、必要に応じて周南市ごみ対策推進審議会を開催している。
市民参画実施状況	
施策に関する情報	・ホームページ及び情報公開窓口にて審議会開催の公表と合わせて、施
の公表	策に関する情報を公表した。
	・市広報にて施策に関する情報を公表した。
備考	

審議	会等の名称	周南市ごみ対策推進審議会
設置	目的	一般廃棄物の処理に関する基本的事項及び減量化、再資源化に関
		して審議する。
委員	の構成	公募委員2人、その他市民13人、学識経験者2人、その他1人
公募	委員の割合	11.1%
20%	未満の場合の理由	20%以上の枠を設定して公募したが応募者が少なかった。
会議	等開催回数	会議2回、書面開催0回
会議	等の主な議題	・周南市のごみ排出量について
		・次期一般廃棄物処理基本計画の策定スケジュールについて
		・令和4年度周南市一般廃棄物処理実施計画(案)について
会議	の公開状況	公開
会議	の公表について	
	公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方
		法
	開催前7日前まで	遅滞なし
	の公表	
	公表方法	情報公開窓口、ホームページ、報道機関

# 29 男女共同参画の推進

#### 環境生活部 人権推進課

施策の概要	第2次周南市男女共同参画基本計画すまいるプラン周南〜後期〜に基
旭界の帆安	
	づき、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の普及・啓発を
	推進する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	公募委員の割合が20%未満となった。公募委員の応募がない場合には、
おける評価や課題	広く市民の意見を聴けるよう、適宜、関連する団体からの推薦を依頼す
	るなどの措置を検討する必要がある。
市民参画実施によ	男女共同参画の推進に関して、新型コロナウイルス感染拡大防止に努
り得られた成果	めながらの効果的な啓発実施、今後さらに強化するべき取組、全庁的な
	取組に対する評価等、様々な視点から意見を得ることができた。書面事
	項を検証することにより、今後改善すべき点、さらに工夫が必要となる
	点が明らかになった。
令和2年度以前の	毎年度、必要に応じて周南市男女共同参画審議会の会議を開催してい
市民参画実施状況	るが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催とし
	た。
施策に関する情報	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
の公表	
備考	

審議会等の名称	周南市男女共同参画審議会
設置目的	男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で
	必要な事項を審議するため
委員の構成	公募委員2人、その他市民11人、学識経験者4人、その他0人
公募委員の割合	11.7%
20%未満の場合の理由	20%以上の枠を設定して公募したが応募者が少なかったため、代
	わりに、市内の団体に市民を推薦してもらい委員に選任した。
会議等開催回数	会議0回、書面開催1回
会議等の主な議題	・令和2年度の推進状況及び施策の実施状況について
	・令和3年度の取組状況について
	・今後の推進施策について
	・その他意見について
会議の公開状況	_
会議の公表について	
公表事項	_
開催前7日前まで	·
の公表	
公表方法	_

# 30 人権施策の推進

#### 環境生活部 人権推進課

施策の概要	周南市まちづくり総合計画、山口県人権推進指針、周南市人権行政基
	本方針に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現
	を目指し、総合的な人権施策の推進を図る。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施にお	委員の公募に対して応募が少なかったが、広く市民の意見を聴けるよ
ける評価や課題	う、適宜、関連する団体からの推薦を依頼するなどの措置を検討する
	必要がある。また、市民参画の実施にかかる業務の効率化を図るため、
	他市や他部署の方法を参考にする必要がある。
市民参画実施により	啓発活動に関して、SNS上の誹謗中傷等といった新たな人権課題に
得られた成果	ついても、コロナ禍を踏まえ、オンライン等を駆使した継続的な取組
	みを行うことや、その取組みの有用性等について、PDCAサイクル
	による検証を行うことで、市民の人権に対する理解を深める仕組みの
	構築を図るといった、今後の活動における改善点が明らかになった。
令和2年度以前の市	毎年度必要に応じて周南市人権施策推進審議会の会議を開催(令和2
民参画実施状況	年度は新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催)している。
施策に関する情報の	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
公表	
備考	

審議会等の名称	周南市人権施策推進審議会
設置目的	人権施策に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するため
委員の構成	公募委員2人、その他市民10人、学識経験者2人、その他3人
公募委員の割合	11.7%
20%未満の場合の理	20%以上の枠を設定して公募したが応募者が少なかったため、代わり
由	に、市内の団体に市民を推薦してもらい委員に選任した。
会議等開催回数	会議0回、書面開催1回
会議等の主な議題	令和2年度実績報告等を踏まえた、今後の人権施策について
会議の公開状況	
会議の公表について	
公表事項	
開催前7日前ま	_
での公表	
公表方法	—

# 31 こども育成支援対策

## こども・福祉部 次世代政策課

施策の概要	「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・
	子育て施策や次世代支援対策を講じる。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施におけ	計画の進捗状況を審議会で共有することができた。今後は計画の対
る評価や課題	象となる、子どもの意見を取り入れる必要があると考えており、そ
	の方法を検討していく。
市民参画実施により得	会議を公表することにより、子ども・子育て施策の進捗状況等を広
られた成果	く知ってもらうことができた。
令和2年度以前の市民	毎年度、必要に応じてこども育成支援対策審議会の会議を開催して
参画実施状況	いる。
施策に関する情報の公	会議の開催の公表と合わせて施策に関する情報を公表した。
表	
備考	

審議会等の名称	こども育成支援対策審議会
設置目的	「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・
	子育て施策や次世代支援対策について調査、審議を行う。
委員の構成	公募委員3人、その他市民6人、学識経験者3人、その他0人
公募委員の割合	25%
20%未満の場合の理由	
会議等開催回数	会議2回、書面開催0回
会議等の主な議題	・第2期周南市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の点検、評
	価について
	・特定教育・保育施設の利用定員の変更について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前ま	遅滞なし
での公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

# 32 地域福祉計画等の評価

## こども・福祉部 地域福祉課

施策の概要	高齢者、障害者、子どもという対象によらない、地域を中心に支え
	合い、助け合いながら福祉課題に対応するために策定した周南市地
	域福祉計画等の進捗状況を評価する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施におけ	委員会について書面開催としたが、新型コロナウイルス感染拡大時
る評価や課題	にも市民の意見を聴取するためWeb開催を検討する必要がある。
市民参画実施により得	各委員に計画の概要を説明し、各委員の所属する委員や関係する市
られた成果	民に広く計画内容を周知することができた。
令和2年度以前の市民	5年計画の地域福祉計画に合わせ、前半3年間に地域福祉計画評価
参画実施状況	委員会を開催し、後半2年間に地域福祉計画評価・策定委員会を開
	催している。
施策に関する情報の公	情報公開窓口や、市ホームページにおいて公表をした。
表	
備考	

審議会等の名称	周南市地域福祉計画評価委員会
設置目的	周南市地域福祉計画の評価に当たり、広く専門家の意見を反映する
	ため
委員の構成	公募委員0人、その他市民7人、学識経験者1人、その他0人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	地域福祉に関する幅広く専門性の高い内容について審議するため、
	学識経験者と専門知識を有する市民で委員を構成したため公募を
	しなかった。
会議等開催回数	会議0回、書面開催1回
会議等の主な議題	周南市地域福祉計画及び評価委員会について
五成 りゃ 工・ の	河川市地次田區計画次5計画及東西に 21
会議の公開状況	
会議の公開状況	
会議の公開状況会議の公表について	
会議の公開状況 会議の公表について 公表事項	

# 33 地域包括支援センターの運営

## こども・福祉部 地域福祉課

施策の概要	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していく
加西外。人物位文	
	ために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービ
	ス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行うため、地域包括支
	援センターを運営する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	周南市地域包括支援センター運営協議会について、会議を2回開催し、
おける評価や課題	1回を書面開催とした。新型コロナウイルス感染拡大時にも市民の意
	見を聴取するためW e b 開催を検討する必要がある。
市民参画実施によ	令和3年度地域包括支援センター運営方針について決定することがで
り得られた成果	きた。また、令和2年度地域包括支援センター事業評価の結果について
	検討することができた。
令和2年度以前の	毎年度、必要に応じて周南市地域包括支援センター運営協議会を開催
市民参画実施状況	している。
施策に関する情報	ホームページにより、随時実施状況を公表した。
の公表	
備考	

会送人炊の力払	用去+10.144万亿十级 L V / A P P P P P P P P P P P P P P P P P P
審議会等の名称	周南市地域包括支援センター運営協議会
設置目的	地域包括支援センターの中立・公正な運営を確保するため
委員の構成	公募委員2人、その他市民6人、学識経験者2人、その他3人
公募委員の割合	15. 3%
20%未満の場合の理由	20%以上の枠を設定して公募したが応募者が少なかった。
会議等開催回数	会議2回、書面開催1回
会議等の主な議題	・指定介護予防支援業務の受託申請について
	・令和2年度地域包括支援センター事業報告及び決算報告について
	・令和2年度地域包括支援センター事業評価(案)の結果について
	・令和3年度周南市地域包括支援センター運営方針について
	・令和3年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について
	・令和3年度地域包括支援センターの事業評価(案)について
	・令和4年度周南市地域包括支援センター運営方針(案)について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前ま	遅滞なし
での公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ
会議の公表について 公表事項 開催前7日前ま での公表	公開 会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法 遅滞なし

# 34 地域の障害福祉に関するシステムづくり

## こども・福祉部 障害者支援課

施策の概要	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果た
	す定期的な協議と障害福祉の計画の策定及び進行管理を行う。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	周南市地域自立支援協議会を年2回開催し市民参画を実施した。新型
おける評価や課題	コロナウイルス感染症拡大防止のためWEB会議を活用しているが、
	委員によってはネット環境が整っていない等、全員が利用できる状況
	とはなっていない。
市民参画実施によ	「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定にあたり、関係
り得られた成果	機関や当事者の現状を踏まえた方針を示すことができた。また、障害者
	を取り巻く様々な課題の情報共有ができた。
令和2年度以前の	毎年度、必要に応じて周南市地域自立支援協議会を開催している。
市民参画実施状況	周南市障害者計画、周南市障害福祉計画等の策定にあたり、協議会での
	意見聴取、計画案のパブリックコメントを実施した。
	「手話はいのち!周南市手話言語条例」の策定にあたり、協議会での意
	見聴取、条例案のパブリックコメントを実施した。
施策に関する情報	・ホームページで公表した。
の公表	・市民参画の実施に合わせて公表した。
備考	

審議会等の名称	周南市地域自立支援協議会
設置目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関す
	るシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議と
	障害福祉の計画の策定及び進行管理について広く市民の意見を
	反映する。
委員の構成	公募委員2人、その他市民9人、学識経験者3人、その他1人
公募委員の割合	13.3%
20%未満の場合の理由	20%の枠を設定して公募したが応募者が少なかったため、市内の
	団体に市民を推薦してもらい委員に選任した。
会議等開催回数	会議1回、書面開催1回
会議等の主な議題	・相談支援会議・専門部会の今年度の事業計画について
	・周南市障害者計画(第4期)の進捗状況について
	・周南市地域生活支援拠点等の整備について
	・相談支援会議及び各専門部会の事業報告について
	・運営会議の活動について
	・地域生活支援拠点事業について
	・第5期周南市障害福祉計画、第1期周南市障害児福祉計画の実
	績報告について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方
	法
開催前7日前まで	遅滞なし
の公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

# 35 地域密着型サービスの適正な運営の確保

# こども・福祉部 指導監査室

施策の概要	事業者の指定、指定基準、介護報酬に関することなど、地域密着型サー
	ビスの適正な運営を確保する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	3回会議を開催することができた。共同開催している周南市地域包括
おける評価や課題	支援センター運営協議会の担当部署と、効率的な遂行に係る協議を行
	うことで、市民参画の実施にかかる業務の効率化を図る。
市民参画実施によ	地域密着型サービスの利用者の目線に立った意見があり、今後事業者
り得られた成果	がその内容を満たしているかを確認することとした。また、学識経験
	者、医療・福祉関係者等から専門性の高い意見が得られた。
令和2年度以前の	毎年度3回委員会を開催し、地域密着型サービス事業者の指定及び異
市民参画実施状況	動について諮問等を行っている。
施策に関する情報	ホームページでの常時公表と、市民参画の実施に合わせて公表した。
の公表	
備考	

審議会等の名称	周南市地域密着型サービス運営委員会
設置目的	住み慣れた地域で、利用者のニーズにきめ細かく対応できる地域
	密着型サービスについて、適正な運営が確保されるよう、事業者
	指定、指定基準等に関し協議する。
委員の構成	公募委員2人、その他市民8人、学識経験者2人、その他1人
公募委員の割合	15. 3%
20%未満の場合の理由	20%以上の枠を設定して公募したが応募者が選考基準を満たさ
	なかったため。
会議等開催回数	会議2回、書面開催1回
会議等の主な議題	・指定地域密着型サービス事業者の異動について
	・指定地域密着型サービス事業所の指定及び異動について
	・指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の
	指定について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方
	法
開催前7日前まで	遅滞なし
の公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

## 36 健康づくりの推進

## 健康医療部 健康づくり推進課

施策の概要	誰もが健やかで、心豊かに活力ある社会の実現のために、市民とそれを
	支える地域社会全体が主体的に健康を増進する対策を推進する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	健康づくり事業を推進するため分野別にグループ討議を行い多くの具
おける評価や課題	体的な意見が聞くことができた。委員の公募の推進が今後の課題であ
	る。
市民参画実施によ	所属団体や地域の強みを知り、健康づくりの項目ごとの具体的な取り
り得られた成果	組みが明らかになった。
令和2年度以前の	毎年度、必要に応じて健康づくり推進協議会及び健康づくりをすすめ
市民参画実施状況	よう委員会の会議を開催している。
施策に関する情報	・ホームページで常時公表し、市民参画の会議の実施に合わせて公表し
の公表	た。
備考	

審議会等の名称	健康づくり推進協議会
設置目的	市民、行政、関係機関・団体等社会全体が一体となった健康づく
	りの推進を図ることを目的に協議する
委員の構成	公募委員4人、その他市民10人、学識経験者0人、その他0人
公募委員の割合	28. 5%
20%未満の場合の理由	
会議等開催回数	会議0回、書面開催1回
会議等の主な議題	・令和3年度健康づくり事業の実績報告及び令和4年度健康づく
	り事業の推進について
	・しゅうなん健康マイレージ応募者の抽選について
会議の公開状況	
会議の公表について	
公表事項	
開催前7日前まで	—
の公表	
公表方法	—

審議会等の名称	健康づくりをすすめよう委員会
設置目的	地域の関係組織が主体的に健康づくりをすすめていくことを目
	的に協議する
委員の構成	公募委員4人、その他市民15人、学識経験者0人、その他0人
公募委員の割合	21%
20%未満の場合の理由	
会議等開催回数	会議1回、書面開催0回
会議等の主な議題	・第3次周南市健康づくり計画、歯科保健事業について
	・歯科、口腔について個人、団体、地域で取り組めること
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方
	法
開催前7日前まで	遅滞なし
の公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

# 37 水素エネルギー利活用の推進

## 産業振興部 商工振興課

施策の概要	周南コンビナートから大量かつ高純度の水素が生成される全国
	有数の水素発生都市という地域特性を活かし、国、県、企業等と
	の連携による様々な取組やまちづくりに活かすための方策の検
	討等を通じ、水素利活用を推進する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施における	市民の意見や活動状況を周南市水素利活用協議会で共有するこ
評価や課題	とができた。専門性の高い分野であるが、水素に対する市民の理
	解が進むよう今後も着実に事業を推進していく。
市民参画実施により得ら	実証のフィールドになる地元と円滑な調整を図ることができた。
れた成果	また、事業について市民に広く関心を持ってもらうことができ
	た。
令和2年度以前の市民参	毎年度、必要に応じて周南市水素利活用協議会の会議を開催して
画実施状況	いる。
施策に関する情報の公表	ホームページおよび情報公開窓口で公表した。
備考	

♥ 苗成女子の計画	
審議会等の名称	周南市水素利活用協議会
設置目的	市における水素エネルギーの利活用について必要な協議を行う
	ため。
委員の構成	公募委員0人、その他市民15人、学識経験者4人、その他8人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	内容の専門性が高いため公募をしなかった。
会議等開催回数	会議1回、書面開催0回
会議等の主な議題	・周南市水素利活用計画に掲げた取組の進捗について
	・周南市の取組について
	・企業の取組について
会議の公開状況	一部非公開 (企業の不開示情報が含まれるため)
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方
	法
開催前7日前まで	遅滞なし
の公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ、報道機関

## 38 木質バイオマス材利活用の推進

## 産業振興部 商工振興課

施策の概要	豊富な森林資源と発電所を併せ持つ、本市の地域特性を活かした取
NEJK - INDS	組に向けて、市内コンビナート企業等と木質バイオマス材の利活用
	に係る施策の立案及び提案を検討し、木質バイオマス材の地産地
	消、市内産バイオマス材の利活用を推進する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施におけ	市民の意見や活動状況を木質バイオマス材利活用推進協議会で共
る評価や課題	有することができた。専門性の高い分野であるが、水素に対する市
	民の理解が進むよう今後も着実に事業を推進していく。
市民参画実施により得	相互に情報共有を図ることにより、今後の市の取組の参考とするこ
られた成果	とができた。また、事業について市民に広く関心を持ってもらうこ
	とができた。
令和2年度以前の市民	令和2年度に第1回周南市木質バイオマス材利活用推進協議会の
参画実施状況	会議を開催
施策に関する情報の公	ホームページおよび情報公開窓口で公表した。
表	
備考	

審議会等の名称	木質バイオマス材利活用推進協議会
設置目的	市内における木質バイオマス材の利活用について必要な協議を行
	うため。
委員の構成	公募委員0人、その他市民6人、学識経験者4人、その他2人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	内容の専門性が高いため公募をしなかった。
会議等開催回数	会議1回、書面開催0回
会議等の主な議題	・市有林を活用した共同実証の検討について
	・緑山バイオマス材生産モデル事業の進捗状況について
	・真庭市への視察報告について
会議の公開状況	一部非公開(企業の不開示情報が含まれるため)
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前ま	遅滞なし
での公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ、報道機関

# 39 地産地消の促進

## 産業振興部 農林課

施策の概要	地産地消の推進を積極的に展開し、健全な食生活の普及と地域の活
	性化を目指して、安心・安全な農林水産物の供給と地域内流通の仕
	組みづくり及び生産者と消費者の相互理解を促進する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施におけ	しゅうなんブランド審査会に全委員の 85%の委員の出席が得られ
る評価や課題	た。市民参画の実施にかかる業務の効率化や会議等における市民の
	積極的な促進を図るため、他市や他部署の方法を参考にする必要が
	ある。また、会議等開催前に市民に事前説明を行っていく必要があ
	る。
市民参画実施により得	審査会の審査結果に基づいて、「しゅうなんブランド」の認定を行っ
られた成果	た。
令和2年度以前の市民	各年度において認定申請に応じ、しゅうなんブランド審査会を開催
参画実施状況	している。
施策に関する情報の公	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
表	
備考	

審議会等の名称	周南市地産地消推進協議会
設置目的	地域特性を活かした農林水産物の生産振興を図るとともに、生産
	者、流通業者及び消費者の連携を深め、地産地消推進運動を積極的
	に展開し、地域の食料自給力を高めるとともに、健全な食生活の普
	及及び地域の活性化を目的とする。
委員の構成	公募委員7人、その他市民18人、学識経験者1人、その他0人
公募委員の割合	26. 9%
20%未満の場合の理由	_
会議等開催回数	会議1回、書面開催0回
会議等の主な議題	しゅうなんブランドの認定にかかる審査について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前ま	遅滞なし
での公表	
公表方法	ホームページ

# 40 周南市地方卸売市場の運営

## 産業振興部 農林課

施策の概要	地方卸売市場において、野菜、果実及びこれらの加工品並びに鳥卵及び
	その他の生鮮食料品等、また花き及びこれらの加工品、種苗、植木及び
	その他の品目等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、
	市民の生活の安定に資するという目的を遂行するため、市場の適正か
	つ健全な運営を確保する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	審議会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対
おける評価や課題	策のため会議の開催を中止し、代替え措置として書面による事業報告
	を実施した。事業報告等では、審議会委員の意見や提言を把握し、委員
	会において審議することによって、その結果を市場運営に反映すると
	いう審議会機能が十二分に発揮されない。
市民参画実施によ	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため審議会の開催はできなか
り得られた成果	ったが、委員から重要事項等の審議のみならず、市場の見学等の機会も
	必要ではないかという意見をいただき、令和4年度から審議会委員の
	市場見学等の機会を設ける予定である。
令和2年度以前の	令和元年度までは周南市地方卸売市場運営審議会の会議を定期的に開
市民参画実施状況	催してきた。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開
	催を中止し、書面にて事業報告を実施した。
施策に関する情報	令和3年度の事業実績(年報)をホームページに公表している。
の公表	
備考	

審議会等の名称	周南市地方卸売市場運営審議会
設置目的	周南市地方卸売市場の青果部、花き部の運営に関し、市長の諮問
	に応じ調査、審議する
委員の構成	公募委員1人、その他市民12人、学識経験者3人、その他0人
公募委員の割合	6.2%
20%未満の場合の理由	20%以上の枠を設定して公募したが応募者が選考枠に達してい
	なかっため、代替措置として選出機関に推薦してもらい委員に選
	任した。
会議等開催回数	会議0回、書面開催1回
会議等の主な議題	令和2年度事業報告について
会議の公開状況	_
会議の公表について	
公表事項	_
開催前7日前まで	_
の公表	
公表方法	—

# 41 周南市地方卸売市場水産物市場の運営

## 産業振興部 水産課

施策の概要	地方卸売市場水産物市場において、生鮮水産物及びこれらの加工品並
	びにその他の生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑
	化を図り、市民の生活の安定に資するという目的をするため、市場の適
	正かつ健全な運営を確保する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	審議会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対
おける評価や課題	策のため会議の開催を中止し、代替え措置として書面による事業報告
	を実施した。書面報告等では、審議会委員の意見や提言を把握し、委員
	会において審議することによって、その結果を市場運営に反映すると
	いう審議会機能が十二分に発揮されない。
市民参画実施によ	新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため審議会の開催はできなか
り得られた成果	ったが、委員から重要事項等の審議のみならず、市場の見学等の機会も
	必要ではないかという意見を頂き、令和4年度から審議会委員の市場
	見学等の機会を設ける予定である。
令和2年度以前の	令和元年度までは周南市地方卸売市場水産物市場運営審議会の会議を
市民参画実施状況	定期的に開催してきた。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防
	止のため開催を中止し、書面にて事業報告を実施した。
施策に関する情報	令和3年度の事業実績(年報)をホームページに公表している。
の公表	
備考	

審議会等の名称	周南市地方卸売市場水産物市場運営審議会
設置目的	周南市地方卸売市場水産物市場の運営に関し、市長の諮問に応じ
	調査、審議すること
委員の構成	公募委員0人、その他市民7人、学識経験者3人、その他0人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	20%以上の枠を設定して公募したが応募者が選考枠に達してい
	なかったため、代わりに、選出機関に推薦してもらい委員に選任
	した。
会議等開催回数	会議0回、書面開催1回
会議等の主な議題	令和2年度事業報告について
会議の公開状況	
会議の公表について	
公表事項	
開催前7日前まで	
の公表	
公表方法	_

## 42 空家等対策の推進

### 建設部 住宅課

施策の概要	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住
	民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の
	生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図
	り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策を
	総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興
	に寄与する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施におけ	委員全員の意見を聞くことができた。新型コロナウイルス感染拡大
る評価や課題	での会議招集が困難な場合の対応についてリモート会議の開催等
	の方法を検討をする必要がある。
市民参画実施により得	危険な状態の空き家に対する意見が得られた。
られた成果	
令和2年度以前の市民	特定空家の認定等の必要に応じて、毎年度、周南市空家等審議会の
参画実施状況	会議を開催している。
施策に関する情報の公	市民参画の実施に合わせて施策に関する情報を公表した。
表	
備考	

審議会等の名称	周南市空家等審議会
設置目的	特定空家等の判定、勧告、命令等について必要な事項を審議する。
委員の構成	公募委員0人、その他市民4人、学識経験者2人、その他0人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	行政処分に関する審議等を行うため公募をしなかった。
会議等開催回数	会議1回、書面開催0回
会議等の主な議題	危険な状態の空き家にかかる対応について
会議の公開状況	非公開(空き家所有者等の個人情報が含まれており、公開すること
	により、当該個人の権利利益を害する恐れがあるため)
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前ま	遅滞なし
での公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

# 43 立地適正化計画の策定及び推進

## 都市整備部 都市政策課

施策の概要	急速な人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応するため、立地 適正化計画 (都市計画区域を対象に住宅及び都市機能増進施設の立地 の適正化を図るための計画)を策定し、コンパクトで暮らしやすい都市 構造の実現を図る。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	地域特性に応じた計画的な土地利用、賑わいのある中心市街地の形成、
おける評価や課題	防災・減災の視点を取り入れた都市づくり・地域づくりに関する推進施
	策について、協議会委員からの意見聴取により、課題や取組を整理する
	ことができた。
市民参画実施によ	人口減少・少子高齢化が進む中、医療・福祉・商業等の身近な生活サー
り得られた成果	ビス施設を都市拠点に誘導、集約し、地域と拠点とが公共交通ネットワ
	ークによって繋がり、連携することで、都市全体で利便性が高く、暮ら
	しやすい都市構造を実現するコンパクトなまちづくりを進める「コン
	パクト・プラス・ネットワーク」の推進にあたり、市民と協働した取り
	組みを実施できた。また、会議を公表することにより、周知することが
	できた。
令和2年度以前の	毎年度、必要に応じて都市再生推進協議会を開催している。
市民参画実施状況	
施策に関する情報	市民参画の実施に合わせて公表
の公表	
備考	

審議会等の名称	周南市都市再生推進協議会
設置目的	立地適正化計画の策定、推進などについて協議する。
委員の構成	公募委員1人、その他市民3人、学識経験者3人、その他10人
公募委員の割合	5.8%
20%未満の場合の理由	20%以上の枠を設定して公募したが応募者が少なかったため、代
	わりに、市内の団体に市民を推薦してもらい選任した。
会議等開催回数	会議1回、書面開催0回
会議等の主な議題	・立地適正化計画の進捗状況について
	・都心軸空間デザインプラン(案)について
	・立地適正化計画における防災・減災対策について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方
	法
開催前7日前まで	遅滞なし
の公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

# 44 都市計画の決定及び変更

## 都市整備部 都市政策課

施策の概要	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展
	と公共の福祉の増進に寄与するため都市計画の決定や変更を行う。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	都市計画に関する方針の策定や、運用指針の改正について、専門的な見
おける評価や課題	地や地域団体などから様々な意見を伺い、市民と協働したまちづくり
	を推進することができた。
市民参画実施によ	社会情勢の変化や防災への対応に関する意見など、市民ニーズを反映
り得られた成果	したまちづくりの方針を策定することができた。
令和2年度以前の	毎年度、必要に応じて都市計画審議会を開催している。
市民参画実施状況	
施策に関する情報	市民参画の実施に合わせて公表
の公表	
備考	

<b>寀議</b>	会等の名称	周南市都市計画審議会
設置	目的	都市計画に関する調査審議
委員	の構成	公募委員1人、その他市民3人、学識経験者6人、その他8人
公募	委員の割合	5. 5%
20%	未満の場合の理由	20%以上の枠を設定して公募したが応募者が少なかったため、代
		わりに、市内の団体に市民を推薦してもらい委員に選任した。
会議	等開催回数	会議2回、書面開催0回
会議	等の主な議題	・周南市長期未着手都市計画公園の見直し方針の案について
		・災害ハザードエリアにおける開発抑制について
		・周南3市市街化調整区域における地区計画運用指針の改正につ
		いて
		・周南都市計画区域内における特殊建築物の位置について
会議	の公開状況	公開
会議	の公表について	
	公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方
		法
	開催前7日前まで	遅滞なし
	の公表	
	公表方法	情報公開窓口、ホームページ

## 45 市街地循環線の運行

### 都市整備部 公共交通対策課

施策の概要	徳山駅前賑わい交流施設と文化会館や動物園周辺を結ぶ市街地循環バ
	スの運行を行うことにより、両施設間のアクセス性や回遊性の向上を
	図るとともに、周辺駐車場と連携したパーク・アンド・ライドの取組を
	進める。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	その他 (アンケート)
市民参画の実施に	・徳山動物園のイベント(夏休み企画)にあわせ、イベント参加者に市
おける評価や課題	街地循環バスの1回無料乗車券を配布することで施策の周知を図っ
	た。
	・市民参画に実施に係る業務の効率化を図る必要がある。
市民参画実施によ	市街地循環線利用促進のための参考意見が得られた。事業について市
り得られた成果	民に広く関心を持ってもらうことができた。
令和2年度以前の	平成30年度と令和元年度に、街なかエリアにおける来訪者の移動手段
市民参画実施状況	等の変化を把握するためアンケート調査を実施
施策に関する情報	実施する施策については「周南市地域公共交通計画」をホームページに
の公表	公表した。
備考	

## ◎ その他(アンケート)の詳細

アンケートのテー	市街地循環線の認知度や来訪者の移動実態の把握
マ	
募集期間	令和3年7月31日~令和3年9月5日
実施の詳細	主に設問式により市街地循環線の認知度や来訪者の移動実態などを伺
	った。動物園のイベント(夏休み企画)にあわせ、イベント参加者に
	は市街地循環バスの1回無料乗車券を配布した。
回答方法	アンケート回収箱
対象者	徳山動物園来園者、徳山動物園イベント参加者
回答数	118

# 46 コミュニティ交通の運行

### 都市整備部 公共交通対策課

施策の概要	中山間地域の拠点を結ぶネットワークを構築し、地域の移動手段を確
	保する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	その他 (アンケート)
市民参画の実施に	より多くの回答を得るため自治会長を通じて配布回収を行う方法でア
おける評価や課題	ンケートを実施した。回収率の向上が課題であるため、事前に自治会長
	と協議を行うなど地域の特性に合った回収方法を検討する。
市民参画実施によ	乗り合いタクシーの運行内容の見直しをアンケート結果を踏まえて行
り得られた成果	うこととした。運行内容のチラシを同時配布により、事業について市民
	に広く周知することができた。
令和2年度以前の	平成27年度に鹿野地区等においてコミュニティ交通利用者ヒアリング
市民参画実施状況	を実施した。平成29年及び令和2年度に八代地域において、利用者ア
	ンケート調査を実施した。平成30年度に須金地区において実証実験と
	合わせ住民アンケート調査を実施した。令和元年度に長穂地区におい
	て移動手段検討に関するアンケート調査を実施した。
施策に関する情報	実施する施策については「周南市地域公共交通計画」をホームページに
の公表	公表した。
備考	

### ◎ その他(アンケート)の詳細

アンケートのテー	鹿野地域乗合タクシー「ふれあい号」の運行にかかる意見募集
7	
募集期間	令和4年3月4日~令和4年3月31日
	※自治会長から市への提出期限は令和4年5月15日
実施の詳細	主に設問式により移動手段等を伺い、自由記述により乗り合いタクシ
	ーや移動手段についての要望を伺った。
回答方法	自治会長が回収し市へ提出
対象者	乗り合いタクシー運行エリア内全世帯
回答数	731

## 47 大田原自然の家の管理運営

## 教育委員会 生涯学習課

施策の概要	青少年の健全育成を推進するために設置された大田原自然の家の
	運営を行う。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施におけ	コロナ禍における主催事業の状況や移転の方向性等について、様々
る評価や課題	なご意見をいただくことができた。移転問題については、頂いた御
	意見を踏まえ、さらに検討を深めていきたい。
市民参画実施により得	委員の意見(地域の協力が得やすい、中須中学校の利用)を聴取、
られた成果	その他関係者の意見を聴取しながら検討し大田原自然の家移転候
	補地を中須地区(中須中学校)とすることを示した。
令和2年度以前の市民	年1、2回程度大田原自然の家運営協議会を開催し、自然の家の基
参画実施状況	本的な運営方針、整備計画、利用促進等について協議している。
施策に関する情報の公	・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
表	・市広報により適宜公表した。
備考	

審議	会等の名称	大田原自然の家運営協議会
設置	目的	大田原自然の家の適正かつ円滑な運営を図るため
委員	の構成	公募委員0人、その他市民5人、学識経験者2人、その他0人
公募	委員の割合	0%
20%	未満の場合の理由	施設周辺の地域団体や利用者に関係が深い団体等から推薦を求め
		たため、公募しなかった。
会議	等開催回数	会議1回、書面開催0回
会議	等の主な議題	・令和2年度事業報告並びに利用状況について
		・令和3年度事業状況について
		・大田原自然の家移転の方向性について
会議	の公開状況	公開
会議	の公表について	
	公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
	開催前7日前ま	遅滞なし
	での公表	
	公表方法	情報公開窓口、ホームページ

## 48 青少年育成センターの運営

## 教育委員会 生涯学習課

施策の概要	青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の非行化を防止すると
	ともに青少年の健全な育成を図るために設置された青少年育成セ
	ンターの運営を行う。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施におけ	青少年指導員連絡会時に研修2回予定していたが、新型コロナウイ
る評価や課題	ルス感染拡大のため1回中止とした。新型コロナウイルス感染拡大
	においても市民の意見を聴取できるような取組が必要である。
市民参画実施により得	白ポストについて「デジタルの時代になり、白ポストは役目を終え
られた成果	た。」などの意見があり、今後の方針を検討していく機会となった。
令和2年度以前の市民	毎年度、運営委員会及び青少年指導員連絡会を開催し、街頭補導活
参画実施状況	動を行っている。
施策に関する情報の公	・ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
表	・出前トークを開催した。
備考	

審議会等の名称	周南市青少年育成センター運営委員会
設置目的	青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の非行化を防止すると
	ともに青少年の健全な育成を図るために設置した周南市青少年育
	成センターの円滑な運営を行う。
委員の構成	公募委員0人、その他市民6人、学識経験者0人、その他11人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	青少年の健全育成や補導活動に関係する団体に推薦を求めため、公
	募しなかった。
会議等開催回数	会議1回、書面開催0回
会議等の主な議題	・令和3年度青少年育成センター事業報告について
	・令和4年度青少年育成センター事業計画について
会議の公開状況	非公開 (審議内容に個人情報が含まれる場合があるため)
会議の公表について	
公表事項	公表なし
開催前7日前ま	
での公表	
公表方法	

## 49 周南市成人式の式典及び関連事業の企画及び運営

#### 教育委員会 生涯学習課

施策の概要	新成人の新しい門出を祝福、激励するとともに、法的にも大人として認
	められた権利及び責任等に対する自覚を促すために開催する、周南市
	成人式の式典及び関連事業の企画及び運営を行う。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	その他
市民参画の実施に	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会議の中止や延期が続き、
おける評価や課題	検討期間が当初の予定より短縮せざるをえなくなった。
市民参画実施によ	成人式のテーマ、記念品、企画内容について、実行委員会で協議を重ね、
り得られた成果	配付する記念品の決定、しおりや式典後の企画映像を作成することが
	できた。また、次代のリーダー育成にも寄与することができた。
令和2年度以前の	毎年度、実行委員会を立ち上げ周南市成人式の式典及び関連事業の企
市民参画実施状況	画及び運営を行っている。
施策に関する情報	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
の公表	シティプロモーションスペシャルサイトに実行委員会の活動の様子を
	掲載
備考	

### ◎ その他の詳細

取組内容	大学生、市職員、社会人で構成される成人式実行委員会により、周南
	市成人式の企画、運営を行った。

# 50 社会教育の奨励

## 教育委員会 生涯学習課

施策の概要	すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際
	生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するため社
	会教育を奨励する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施におけ	出席者の全員から意見を聴取することができたが、欠席者からの意
る評価や課題	見聴取が十分ではなかった。また、ここ数年は社会教育委員からの
	提言等が得られていない。他市を参考に、より有意義な社会教育委
	員会議となるようにする必要がある。
市民参画実施により得	国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に基づいた放課後子供教
られた成果	室と児童クラブの一体的な実施について具体事例を示してほしい
	との意見を受け、全委員に説明したことにより、情報の共有ができ
	た。また、様々な立場からの意見を聴取することができた。
令和2年度以前の市民	毎年度、年2,3回の社会教育委員会議を実施している。
参画実施状況	
施策に関する情報の公	ホームページで公表
表	
備考	

審議会等の名称	周南市社会教育委員会議
設置目的	社会教育行政に広く地域の意見等を反映させるため
委員の構成	公募委員3人、その他市民7人、学識経験者1人、その他3人
公募委員の割合	21. 4%
20%未満の場合の理由	
会議等開催回数	会議1回、書面開催1回
会議等の主な議題	・学び・交流プラザの現況について
	・コロナ禍における社会教育の推進について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前ま	遅滞あり (事務処理遅れによる)
での公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

# 51 地域人権教育の推進

## 教育委員会 人権教育課

施策の概要	周南市人権教育推進協議会及び地域人権教育連絡協議会の運営、ブ
	ロック人権教育推進協議会の活動支援、地域等における人権教育講
	演会の開催により、人権教育を総合的かつ効果的に推進する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施におけ	公募委員の応募が少ないため、公募の際には周知方法等を十分検討
る評価や課題	する。
市民参画実施により得	今後の活動に活かしてもらうため、各種方面の取組や考えを共有す
られた成果	ることができた。
令和2年度以前の市民	毎年度、必要に応じて周南市人権教育推進協議会の会議を開催して
参画実施状況	いる。
施策に関する情報の公	ホームページで常時公表
表	
備考	

審議会等の名称	周南市人権教育推進協議会
設置目的	人権教育を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を協議す
	る。
委員の構成	公募委員3人、その他市民18人、学識経験者0人、その他0人
公募委員の割合	14. 2%
20%未満の場合の理由	20%以上の枠を設定して公募したが応募者が少なかった。
会議等開催回数	会議1回、書面開催0回
会議等の主な議題	各団体の取組等について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前ま	遅滞なし
での公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

# 52 コミュニティ・スクールの推進

## 教育委員会 学校教育課

施策の概要	地域ぐるみで子どもの育ちや学びを支援する質の高い教育支援体制を
	整備し、コミュニティ・スクールに関する施策の充実や各学校の自立し
	た取組を推進する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	保護者及び地域住民等の学校運営への参画・支援・協力の促進を図ると
おける評価や課題	ともに、地域のニーズを迅速かつ適切に反省させ、地域の特性を活かし
	た特色ある学校づくりが図られている。今後も引き続き、保護者や地域
	住民等の学校運営への参画を推進していく。
市民参画実施によ	コミュニティ・スクールが 10 年を経過したことから、これからの 10 年
り得られた成果	に向けてグループ協議を行い、子どもたちの意見を取り込みながら、地
	域に根差した学校づくりに取り組んでいくことを共有することができ
	た。
令和2年度以前の	平成27年度から毎年度、周南市地域とともにある学校づくり推進協議
市民参画実施状況	会の会議を開催している。
施策に関する情報	・市ホームページで公表
の公表	・各学校の取組については、各学校ホームページで随時情報更新
備考	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「法律」という)
	第47条の5に規定されている学校運営協議会は、学校ごとに地域住民
	や児童生徒の保護者等によって構成し、市教育委員会の任命を受けて
	設置される協議会である。法律に基づいて、保護者や地域住民等の学校
	運営への参画・支援・協力を得ながら地域のニーズを迅速かつ適切に反
	映させ、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを進めており、周南
	市市民参画条例に基づく市民参画の手続きを行っていない。

審議会等の名称	周南市地域とともにある学校づくり推進協議会
設置目的	地域ぐるみで子どもの育ちや学びを支援する質の高い教育支援体
	制を整備し、コミュニティ・スクールに関する施策の充実や各学校
	の自立した取組を推進する。
委員の構成	公募委員0人、その他市民16人、学識経験者1人、その他2人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	周南市地域とともにある学校づくり推進協議会設置要綱により、各
	学校運営協議会や地域学校協働活動推進員の地区代表等多くの市
	民で構成することになっており、各校の取組を踏まえた議論を中心
	としているため公募をしなかった。
会議等開催回数	会議1回、書面開催0回
会議等の主な議題	各課の令和3年度子どもに関する事業に関する報告について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前ま	遅滞なし
での公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

審議会等の名称	学校運営協議会(各小・中学校に設置)
設置目的	地域の学習拠点として学校の役割を発揮し、地域教育力の活用と、
	   学校の教育機能を提供しながら、学校の良さの更なる伸長と課題解
	   決に向け、保護者・地域が協働実践する地域づくり・学校づくりを
	推進する。
委員の構成	公募委員 0 人、その他市民 394 人、学識経験者 79 人、その他 285 人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	法律の規定に基づき、地域住民等を委員に選任したため公募を行っ
	ていない。
会議等開催回数	会議 155 回、書面開催 0 回
会議等の主な議題	・教育目標及び学校経営計画について
	・教育課程の編成について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	各学校の特色に応じて必要な事項を公表している。
開催前7日前ま	各学校の特色に応じて適切な時期に公表している。
での公表	
公表方法	各学校の特色に応じて公表方法を選択している(学校のホームペー
	ジや学校だより等)

# 53 周南市立学校給食センターの運営

## 教育委員会 学校給食課

施策の概要	給食費の額、給食物資の購入計画及び選定、献立に関することなどを検
	討し、周南市立学校給食センターの適正な運営をする。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ほとんどの会議を書面会議
おける評価や課題	としたが、感染状況を踏まえながら通常どおりの開催を目指していく
	必要がある。
市民参画実施によ	学校給食の運営状況・運営概要及び各センターの給食献立等の事務局
り得られた成果	案について理解が得られ、今後の給食センターの運営に反映していく
	こととなった。
令和2年度以前の	毎年度、周南市立学校給食センター運営審議会及び周南市学校給食セ
市民参画実施状況	ンター給食協議会の会議を開催している(令和2年度は書面開催)。
施策に関する情報	・市ホームページへの公開
の公表	・本庁及び各総合支所の情報公開窓口での公開
備考	

審議会等の名称	周南市立学校給食センター運営審議会
設置目的	学校給食の運営状況・運営概要や給食物資納入業者の登録等につ
	いて審議を行う。
委員の構成	公募委員0人、その他市民18人、学識経験者1人、その他0人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	周南市立学校給食センター運営審議会規則に委員の構成が定め
	られているため公募をしなかった。
会議等開催回数	会議0回、書面開催2回
会議等の主な議題	・学校給食の運営状況及び運営概要について
	・周南市立学校給食センター物資納入業者の登録について
	・令和3年度事業報告について
会議の公開状況	_
会議の公表について	
公表事項	
開催前7日前まで	
の公表	
公表方法	_

審議会等の名称	周南市学校給食センター給食協議会
設置目的	各学校給食センターにおいて、献立、物資等についての協議を行
	う。
委員の構成	公募委員0人、その他市民72人、学識経験者0人、その他0人
公募委員の割合	0%
20%未満の場合の理由	周南市学校給食センター給食協議会設置要綱に委員の構成が定
	められているため公募をしなかった。
会議等開催回数	会議1回、書面開催17回
会議等の主な議題	各学期の献立について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	公表なし(周南市附属機関等の会議の公開に関する規程第4条第
	1項第1号ただし書きによる)
	※新型コロナウイルス収束の見透しが立たない中、会議の実施に
	ついての最終決定が直前まで出来なかったため、事前公表が間に
	合わなかった。
開催前7日前まで	
の公表	
公表方法	

# 54 図書館の管理及び運営

## 教育委員会 中央図書館

施策の概要	市民の教育と文化の発展に寄与することを目的に図書館の管理及び運
	営を行う。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	審議会等
市民参画の実施に	計画どおりに周南市立図書館協議会を開催し、多様な意見を聴取する
おける評価や課題	ことで、より良いサービスの提供に活かすことができた。
市民参画実施によ	電子書籍の利用方法や利便性について、広く関心をもってもらうこと
り得られた成果	が出来た。また、電子書籍の申請手続きの簡素化に対する意見を受け、
	電子申請による受付を新年度内で実施する契機となった。
令和2年度以前の	毎年度、計画どおりに周南市立図書館協議会を開催している。
市民参画実施状況	
施策に関する情報	ホームページで常時公表し、随時最新情報に更新した。
の公表	
備考	

審議会等の名称	周南市立図書館協議会
設置目的	図書館の運営に関し、意見を述べる。
委員の構成	公募委員2人、その他市民8人、学識経験者1人、その他0人
公募委員の割合	18. 1%
20%未満の場合の理由	20%以上の枠を設定して公募したが応募者が少なかったため、代わ
	りに、市内の団体に市民を推薦してもらい委員に選任した。
会議等開催回数	会議2回、書面開催0回
会議等の主な議題	・令和2年度各図書館事業報告について
	・令和3年度周南市立図書館基本方針及び各館行事計画等について
	・令和4年度周南市立図書館の運営について
	·第三次周南市子供読書活動推進計画進捗状況報告書(令和2年度)
	について
	・周南市電子図書館の取組について
会議の公開状況	公開
会議の公表について	
公表事項	会議の名称、議題、開催日時及び会場、傍聴者の定員及び決定方法
開催前7日前ま	遅滞なし
での公表	
公表方法	情報公開窓口、ホームページ

# 55 消防制服のエンブレム決定

## 消防本部 消防総務課

施策の概要	消防制服の新しいエンブレムを決定する。
施策の区分	市民参画の対象施策以外の施策
市民参画の方法	その他
市民参画の実施に	消防を身近に感じてもらい、市民(小学生等)のアイデアを共有できた。
おける評価や課題	
市民参画実施によ	市内小学生の応募作品の中から、一次選考、二次選考を経て最優秀賞・
り得られた成果	優秀賞作品を選び、最優秀賞に選ばれた作品をもとに、徳山工業高等専
	門学校デザイン研究部と協力し、新たなエンブレムを製作した。
令和2年度以前の	実施なし
市民参画実施状況	
施策に関する情報	市広報により適宜公表した。
の公表	
備考	

#### ◎ その他の詳細

取組内容	市内小学生の応募作品の中から、一次選考、二次選考を経て最優秀賞・					
	優秀賞作品を選び、最優秀賞に選ばれた作品をもとに、徳山工業高等					
	専門学校デザイン研究部と協力し、新たなエンブレムを製作した。					
	二次選考では、制服エンブレムデザイン選考委員会を設置し、様々な					
	立場からご意見をいただき最優秀賞・優秀賞を選考した。					
	(選考委員)					
	周南市シティネットワーク推進部 部長					
	周南市教育委員会 教育長					
	徳山工業高等専門学校 講師					
	周南市PTA連合会 会長					
	周南市消防本部 消防長					

#### 3 市民参画の推進

#### (1) 推進体制

周南市では、施策の主管課と市民の声を聞く課が連携して、市民参画の推進を図っています。例えば、市民参画を実施する際には、事前に市民の声を聞く課が施策の主管課からの報告を受け、適正に実施することができるよう助言や指導を行っています。

組織	主な役割		
施策の主管課	・ 施策に関する情報を公表		
	・ 市民参画を実施(実施の公表→実施→実施結果の公表)		
	・ 市民参画の実施により得られた市民の意見等を検討		
	・ 市民参画の実施状況を市民の声を聞く課に報告		
市民の声を聞く課	・ 施策の主管課に対する助言や指導		
	・ 市民参画を有効に実施できる人材の養成		
	・ 市民参画の実施状況及び周南市市民参画推進審議会における		
	評価結果を公表		

#### (2) 人材の養成

市の職員を対象とした研修を実施することで、市民参画を有効に実施できる人材の養成を図っています。令和3年度に行った研修は次のとおりです。

開催日	内容等	参加対象者	
令和3年4月28日	市民参画のあり方について	主に若手職員	
77413 44 月 20 日	(対面による研修)		
令和3年10月14日	市民参画のあり方について	主に課長級職員	
~令和3年12月10日	(オンラインによる動画視聴)		

#### 4 意見等把握の取組

市では、協働によるまちづくりを推進するため、市民参画を実施するほか、様々な取組により市民の意見等を把握するよう努めています。取組の例は次のとおりです。

取組の例	説明		
まちづくり提言制度	市の施設に設置した提言箱やホームページで意見		
よりつくり促音制度	等を受け付ける。		
市長と語るまちづくり懇談会	市長が懇談会に出席し意見等を聴取する。		
市民アンケート	広報紙とホームページでアンケートを募集する。		

#### 5 終わりに

周南市では、平成19年に周南市市民参画条例を制定し、協働によるまちづくりを推進してまいりました。新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により社会環境が変化し、市民ニーズが複雑化、多様化する中、市民の意識や意見を把握することがより一層求められています。

こうした状況に対応するため、市政運営にあたっては、企画立案から実施、評価の各過程において、透明性を高め、市民への説明責任を果たしながら市民参画の機会を積極的に設けるよう努めてまいりました。また、市民参画を有効に実施できる人材の養成のために職員研修を実施し、市全体で市民参画の推進を図っているところです。

市民が市政に関心を持ち、自ら主体的に発言し、提案することを通して、周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていくことに誇りと喜びを感じられる周南市になるよう、引き続き市民参画を推進してまいります。

#### 参考資料

#### 周南市市民参画条例

地方分権の時代を迎え、「地域のことは、地域で考え、決定し、行動しよう」、「市民に身近なことは市民が参画し、その責任において決め、解決しよう」、「自分たちの地域社会は自分たちで治めよう」という自治意識の成熟が求められるようになってきました。

幸いにも、私たちのまち・周南市では、まちづくりに対して自発的に提言し、様々な課題を 主体的に解決していこうという意識をもつ市民が数多く生まれています。未来に向けて、豊か で輝きに満ちた周南市を創造していくためには、これら市民の力を結集するとともに、これま で以上に、市民自らが公共の担い手となり、自治意識と責任感、相互協力のこころをはぐくみ、 協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした考え方を具体化するための第一歩として、市民一人ひとりが主体的に市政に参画するための基本的な取り決めをまとめた周南市市民参画条例をここに定めます。

市民が市政に関心をもち、自ら主体的に発言し、提案することを通して、周南のまちを市民 と市がともに手を携えて築いていくことに誇りと喜びを感じられる時代がくることを、私たち は確信しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的とします。

(定義)

- 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおり とします。
  - (1) 市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
  - (2) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、 固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防 長をいいます。
  - (3) 協働 市民と市の機関が、目標を共有した上で、対等な立場に立ち、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力し合うことをいいます。
  - (4) 市民参画 市の機関が行う施策に市民の意見、提案等(以下「市民の意見等」といいます。)を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。

(基本原則)

- 第3条 市民参画の基本原則は、次のとおりとします。
  - (1) 市民が、自らの意思と責任の下に行うものとします。
  - (2) 市民が平等に参画することができるものとします。
  - (3) 市民と市の機関が、対等な立場で、相互の役割を理解し、尊重しながら行うものとします。
  - (4) 市民と市の機関が、市政に関する情報を共有することにより行うものとします。

(市民の責務)

- 第4条 市民は、進んで市政に参画し、自らの知識や経験を市政に生かしていくよう努めるものとします。
- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市政に参画するよう努めるものとします。
- 3 市民は、公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあいながら、市政に 参画するよう努めるものとします。

(市の機関の責務)

- 第5条 市の機関は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めるものとします。
- 2 市の機関は、市民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとします。
- 3 市の機関は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。 第2章 市民参画の実施等

(市民参画の対象)

- 第6条 市民参画の対象となる施策(以下「対象施策」といいます。)は、次のとおりとします。
  - (1) 市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
  - (2) 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
  - (3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
  - (4) 広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又 は改廃
  - (5) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないことができます。
  - (1) 緊急を要するもの
  - (2) 軽易なもの
  - (3) 法令の規定により市民参画を実施するもの
  - (4) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
  - (5) 市の機関の内部事務処理に関するもの
  - (6) 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの
- 3 市の機関は、第1項各号に掲げるもの以外のもの(前項各号のいずれかに該当するものを 除きます。)にあっても、市民参画の対象とすることができます。
- 4 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項の規定により市民参画を実施しなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民にこれを説明しなければなりません。
- 5 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項第1号の緊急を要することを理由 に市民参画を実施しなかったときは、第15条に定める周南市市民参画推進審議会に報告しな ければなりません。

(市民参画の方法)

- 第7条 この条例における市民参画の方法は、次のとおりとします。
  - (1) パブリック・コメント(市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等

により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方 法)

- (2) 市民説明会(市の機関が施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、又は討議する方法)
- (3) ワークショップ(市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法)
- (4) 審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された審議会、審査会等の附属機関及び市の機関が定める要綱等により設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問等をすることにより意見等を求める方法)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法 (市民参画の実施)
- 第8条 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、前条各号に掲げる市民参画の方法のうちから、適切な方法により実施します。
- 2 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、次の事項に配慮します。
  - (1) 必要と認められるときは、複数の方法により多様な市民の意見等が得られるようにすること。
  - (2) 高度な専門性を必要とする施策については、深い知識と経験を持つ市民の参画が得られるようにすること。
  - (3) 地域性を有する施策については、対象となる地域の市民の参画が得られるようにすること。
- 3 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、その結果を施策の決定に生かすことが できる適切な時期に実施するものとします。
- 4 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)に定める不開示情報に該当するものを除き、施策に関する情報を適切な時期に公表するものとします。

(提出された意見等の検討)

- 第9条 市の機関は、市民参画の実施により提出された市民の意見等を尊重し、検討します。 (公表の方法)
- 第10条 この条例に定める公表の方法は、次に定めるとおりとし、2以上の方法で行うことと します。
  - (1) 市広報紙への掲載
  - (2) 市ホームページへの掲載
  - (3) ケーブルテレビでの放映
  - (4) 周南市公告式条例(平成15年周南市条例第3号)に定める掲示場への掲示
  - (5) 市の機関が設置する情報公開・個人情報保護担当の窓口への備付け
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法

(パブリック・コメントの実施)

- 第11条 市の機関は、パブリック・コメントを実施するときは、次の事項を公表します。
  - (1) 施策の案及びその案に関する資料

- (2) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
- 2 パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則と して1箇月とします。
- 3 パブリック・コメントにおける意見の提出手段は、次に掲げるとおりとします。
  - (1) 書面持参
  - (2) 郵便
  - (3) ファクシミリ
  - (4) 電子メール
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める手段
- 4 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、住所、氏名(法人その他の団体にあっては所在地、名称及び代表者氏名)及び連絡先を明らかにします。
- 5 市の機関は、パブリック・コメントにより提出された意見に対する検討を終えたときは、 周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、意見の概要及び市の機関の 考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表します。

(市民説明会、ワークショップ等の実施の公表)

- 第12条 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等 を反映させるため市民に参画を求める集会を実施するときは、日時、場所、内容等に関する 情報を開催日の2週間前までに公表します。
- 2 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施したときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、開催記録を公表します。

(審議会等の委員公募及び会議の公開)

- 第13条 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、委員の公募に努めます。
- 2 審議会等の委員の公募に関し必要な事項は、別に定めるところによります。
- 3 審議会等の会議は、事前に開催を公表し、周南市情報公開条例第22条の規定により公開します。

(意向の把握)

第14条 市の機関は、この章に定めるもののほか、適切な方法により、広く市民の意識や意見を把握するよう努めます。

第3章 市民参画の推進

(市民参画推進審議会の設置)

- 第15条 この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会(以下「推進審議会」といいます。)を設置します。
- 2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。
  - (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
  - (2) 市民参画の実施状況の評価に関する事項
  - (3) この条例の運用状況に関する事項
  - (4) 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項
  - (5) この条例の見直しに関する事項

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参画に関する基本的事項
- 3 推進審議会は、市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。
- 4 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織します。
  - (1) 市長が行う公募に応じた者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 5 推進審議会の委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とします。
- 6 推進審議会の委員は、再任されることができます。

(市民参画の実施状況等の公表)

第16条 市長は、毎年度、市民参画の実施状況及び推進審議会における評価(前条第2項第2 号の規定による評価をいいます。)結果をまとめて公表します。

(市民参画の方法の普及等)

第17条 市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長所及 び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。

第4章 雑則

(意思決定過程の特例)

第18条 審議会等がこの条例に定める市民参画の方法に準じて策定した報告、提言又は答申に 基づき、市の機関が行う施策については、この条例に定める市民参画を実施する必要はあり ません。

(条例の見直し)

第19条 市長は、社会情勢の変化や市民参画の状況を踏まえ、必要に応じ、この条例の見直し を行います。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参画を実施することが困難な場合については、 第6条から第13条までの規定は適用しません。

附 則(平成22年12月28日条例第31号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月19日条例第43号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 周南市市民参画条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市市民参画条例(平成18年周南市条例第67号。以下「条例」という。) の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模な公共施設の範囲)

第2条 条例第6条第1項第5号に規定する大規模な公共施設は、事業費がおおむね10億円以上のものとする。

(市民参画の対象としなかった場合の取扱い)

第3条 条例第6条第5項の規定による報告は、緊急処理理由書(別記様式第1号)により行う。

(資料全体を公表することが困難な場合の取扱い)

第4条 条例第8条第4項、第11条第1項及び第5項、第12条並びに第16条の規定による公表を行う場合において、対象となる施策の内容全体(図面、冊子、大量な資料等)を公表することが困難なときは、当該内容全体の閲覧方法を明示したうえで、その概要を公表することができる。

(パブリック・コメントを実施する場合の公表事項)

- 第5条 条例第11条第1項に規定するパブリック・コメントを実施する場合において公表する 事項は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 施策の案の名称
  - (2) 施策の案及びその案に関する資料
  - (3) 意見を提出できるもの
  - (4) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
  - (5) 意見を提出する場合の記載事項
  - (6) 提出された意見の検討結果の公表の仕方
  - (7) 施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(パブリック・コメントにより意見を提出する場合の記載事項)

- 第6条 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載 した書面等を条例第11条第1項の規定による市の機関が公表したところにより、提出するも のとする。
  - (1) 施策の案の名称
  - (2) 施策の案に対する意見
  - (3) 住所(法人その他の団体にあっては所在地)
  - (4) 氏名(法人その他の団体にあっては名称及び代表者名)
  - (5) 連絡先(前2号に掲げるもののほか、電話番号、電子メールアドレス等、市の機関が 意見を提出したものへ通信する際に利用する情報をいう。)
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民説明会、ワークショップ等を実施する場合の公表事項)

第7条 条例第12条第1項に規定する市民説明会、ワークショップ等を実施する場合において 公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題 (テーマ)
- (4) 参加できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民説明会、ワークショップ等を実施した場合の公表事項)

- 第8条 条例第12条第2項の規定により公表する開催記録は、次に掲げる事項を記載する。
  - (1) 集会の名称
  - (2) 開催日時及び場所
  - (3) 集会の議題 (テーマ)
  - (4) 集会の内容
  - (5) 参加者数
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民参画の実施状況の報告)

第9条 市民参画を実施した担当課等の長は、その結果を、当該年度の翌年度、別に定める様式により、速やかに市民参画担当課長へ提出するものとする。条例第18条に規定する意思決定過程の特例によるときも、同様とする。

(周南市市民参画推進審議会の組織及び運営)

- 第10条 条例第15条に規定する周南市市民参画推進審議会(以下「推進審議会」という。)に 会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(推進審議会の会議)

- 第11条 会長は、推進審議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。
- 4 推進審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

(推進審議会の庶務)

第12条 推進審議会の庶務は、市民参画担当課において処理する。

(推進審議会の運営)

第13条 前3条に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進審議 会に諮って定める。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

## 令和3年度市民参画実施状況報告書

令和5年1月発行

周南市シティネットワーク推進部市民の声を聞く課

住所 〒745—8655 周南市岐山通1丁目1番地

電話 0834-22-8808

メール koekiku@city.shunan.lg.jp